

阿武町行財政改革等特別委員会 会議録

令和6年3月14日(木曜日)

場所：委員会室

開会 9時00分 ～ 閉会 16時02分

委員会に付した事件

令和6年2月28日開会の令和6年第1回阿武町議会定例会より付託された案の審議。

出席委員

委員長 7番 松田 穰

副委員長 6番 上村 萌那

委員 1番 米津 高明

〃 2番 白松 靖之

〃 3番 西村 容子

〃 4番 池田 倫拓

〃 5番 市原 旭

議長 末若 憲二

欠席委員 なし

欠員 なし

出席説明者

町長	花 田 憲 彦
副町長(総務課長事務取扱)	中 野 貴 夫
教育長	能 野 祐 司
まちづくり推進課長	藤 村 憲 司
健康福祉課長	矢 次 信 夫
戸籍税務課長	水 津 繁 斉
農林水産課長	野 原 淳
土木建築課長	高 橋 仁 志
教育委員会事務局長	藤 田 康 志
会計管理者	柴 田 奈 美
福賀支所長	佐 村 秀 典
宇田郷支所長	小 野 智 彦

欠席者 なし

事務局職員

議会事務局長	三 浦 貴
書 記	平 田 祥 子

審議の経過(要点記録)

開会 9時00分

○特別委員会委員長(松田 穰) みなさんお揃いですので、はじめたいと思います。特別委員会に先立ちまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

今回の議会は、令和6年度の予算議会という位置づけでありまして、議会初日に町長の施政方針演説では、新たな医療体制の確保と更なる定住を進める予算とありました。昨年度までは個人的な印象ではありますが、少子高齢化による人口減少対策として子育て支援、移住定住促進の目立つ予算編成のように感じておりましたが、住民にとって安心して生活を送るためにも、地域医療の確保、また体制の確立は重要な要素だと思います。

また防災計画の改定など、町民が安全に暮らせるまちづくりについて、6年度予算にも盛り込まれておりまして、今いらっしゃる阿武町民にとっても、将来の阿武町民にとっても、選ばれる町となるため、1年1年施策を積み重ねていくことが大事だと感じております。

また、新たな1年の施策が将来の阿武町の魅力となるよう、本日も慎重なる審議をよろしくお願いいたします。それでは着座にて進行させていただきます。

○委員長 本日の出席委員は7人です。本日委員会に付託されました議案は、議案第2号から議案第10号、および発議第1号、議案第12号から24号までの議案22件および発議1件です。では審議に入ります前に、町長のごあいさつをよろしくお願いいたします。

○町長(花田憲彦) 改めまして、みなさんおはようございます。引き続きのご出席ありがとうございます。昨日も少しお話がありまして、今、松田委員長の方からもお話がありましたが、町のいろんな施策について、特に子育て支援、定住対策ということに重きを置いてというか、目立った形で予算をしておりますが、昨日の話ではないんですけども、空気のようなものであってですね、そこだけは何となく目立つような感じもしますけども、実際には、私としては、他の市町に負けないだけのいろんなそれ以外の施策、目立たない施策というか、地味な施策ではありますけども、内容としても、私としてはどこの市町にも遜色がないことをやっているつもりであります。表だって出してないので、空気のような存在

であると思いますが、そういうふうなことです。令和6年度が基本構想基本計画の前期計画の最終年ということで、とりあえずの5年間の締めとなるわけでありますので、5年の最終年度の予算ということであります。慎重にご審議いただいて、新たな施策がしっかりと反映できますようによろしく願いいたします。以上です。

○委員長 ありがとうございます。引き続き、議長のごあいさつをお願いいたします。

○議長(末若憲二) おはようございます。本日は各委員のみなさん、また町長をはじめ執行部、議会参与のみなさん方には、特別委員会大変お疲れでございます。

先ほど来、委員長また町長からお話がありましたように、大事な予算の審議ということがありますので、しっかりと慎重に審議をしていただいたらと思っております。よろしくお願いします。

○委員長 ありがとうございます。では、ここで会議録署名委員の指名をさせていただきます。3番、西村容子委員、4番、池田倫拓委員をお願いいたします。

それでは、特別委員会の審議の方に入りたいと思います。

○委員長 議案第2号、阿武町犯罪被害者等支援条例についての審議に入ります。こちらに関して質疑の方はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 では質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議はございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第2号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて議案第3号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の審議に入ります。こちらに関して、質疑はございませんでしょうか。

○市原委員 地方自治法の改正ということで認識しておりますが、この条例が示すものの範囲といたしますか、こういったことを想定して、もともとそもそもあるものなのか理解したいと思います。説明を求めます。

○副町長(中野貴夫) 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正ということで、この条例につきましては、最初にですね、一般的に公務員が、国民というか住民に対して損害を与えたときにはですね、その公務員は原則として

責任を負わない、なぜなら国庫賠償法という法律によって、国や公共団体が責任を負うことになっているというのが大前提であります。ただし例外もありまして、公務員である個人が、わざとまたは甚だしい不注意であった場合、法的には重過失という言葉が使われるんですが、そういった場合には、国または公共団体は、公務員個人に対して、住民に支払った分のお金の支払いを求めることができますという規定もあります。これを法的には求償、償いを求める求償というふうにいわれています。一般的にはこの求償権、お金を後から求めるというのは、一般的にはほとんどこれまで正直ないということで、一般的には懲戒処分や刑事訴追、そういうことが従来行われてきて、その求償ということはなかなかされてなかったということでもあります。ところがですね、平成28年12月ぐらいにですね、立て続けに地方公共団体の公務員に重過失を認めて、公務員個人に対する求償権を認める裁判所の判断が立て続けに行われたような事例が発生したと、平成28年に、それを受けて、新しく自治法が改正されて、条例ができたということがいきさつであります。どういう事件が起こったかというところでですね、例えば建築基準法に違反しない建築物を建築して販売しようとした不動産業者に対して、景観利益を注視する〇〇市の当時の市長が妨害行為を行ったと、要するにマンションだったと思うんですけど、マンションを建てると景観が悪くなると、それに対して当時の市長が妨害行為を行った。それに対して裁判所が、国家賠償法の違反であると判断して、〇〇市は不動産業者に対して約3000万円の賠償金を支払ったと、ここまではいいんですが、その後この損害賠償金相当額等の支払いを、〇〇市の元市長に対して請求する住民訴訟が起こされて、〇〇市が元市長に対して求償請求をしたなどの事例がいくつか発生したと。それを受けて先ほどいいましたが、平成29年6月の地方自治法の改正により、一般的な町長や職員、行政委員会の委員等の職務行為について、善意かつ柔軟に重大な過失がない場合には、条例において賠償の限度額を定めて、損害賠償の一部を免責することができるとされて、自治法の改正によって、阿武町においても令和2年3月に条例を設置しているところであります。この条例の概要につきましては、地方自治法第243条の規定に基づいて、地方公共団体の長である町長をはじめ、副町長、教育長、各委員会の委員、もしくは委員または職員が公務を遂行する際に、善意でかつ重大な過失がない場合は、賠償の責任を負う額から、町長等の職の区分に応じて、基準給与年額に町長等の区分に応じて、条例で定める係数を乗じて得た額を控除して出た額を免責することができると、ちょっとくどい言い方ですけど、損害賠償責任の限度額の

範囲については、町長や職員等の職責、その他の事情を考慮して、地方自治法施行令に定められた基準を参酌し、最低額以上で損害賠償責任の限度額を定めることとされておりますが、ちょっと参考にありますと、計算式につきましては、基準給与額いわゆる給与の1年分、交通費とか交通手当とかそういう実費は除きますけど、給与の1年分に職責に応じた係数をかけて算出したものが、条例で定める負担額になるということになりますけど、例えばですね、町長については給与の1年分の6割、副町長、教育委員会の教育長、教育委員、選挙管理委員会の委員、監査委員が給与の1年分の4割、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員が2割、職員が1割ということで、賠償の責任を負う額から、この条例で定める額を引いた分が免責になります。例えばですね、賠償の責任を負う額が1億円であったとしてもですね、町長が仮に年収が1億円であったとすれば、6割だから6000万円で4000万円が免責されることとなります。

それでですね、手順ですけど、実際の手順としては、地方自治法240条の規定による住民監査請求があった場合には、まず監査委員による事実認定がされて、監査委員から町長へ必要な措置を講ずるような勧告がされる監査委員から、この勧告により町長が措置を講ずるとした場合には町長等への請求がされて、善意かつ重大な過失がなければ条例が適用されて、条例で定める限度額を超える部分を免責されるということになるんですけど、また監査委員からの勧告がされた場合であっても、町長が措置を講じないという場合や、住民が必要な措置または請求棄却の判断に不服がある場合には、今度は住民訴訟を起こされるということになり、そして裁判において損害賠償の請求を命じる判決が確定した場合には、町長は、町長等や職員に請求することになり、故意または重大な過失があれば条例が適用されず、免責されないこととなりますが、善意かつ重大な過失がない場合には、条例が適用されて、条例で定める限度額を超える部分は免責されるということになります。

ただ、実際には住民監査請求があっても、監査委員の段階で通常は議会をとった予算等であると思いますので、棄却されることがほとんどのようであります。

ただ例をあげるとですね、例えば大きいところでいくと、ちょっといい例かわかりませんが、前市長が事業者のパチンコ店出店を妨害する目的で条例を改正したという例がありまして、パチンコ店の出店を妨害するために、図書館を近辺に設置するような条例を作ったとですね、事業者側から損害賠償請求を起こされたと、その結果和解金として、市は4億円以上の賠償金を事業者に支払ったという事例

があって、これは前市長の裁量権の逸脱により生じたもので、市がその損失は前市長に請求せず、財産管理を怠るものであるとして、前市長に対して市が支出した賠償金の支払いを請求するよう求めたというような事件が発生しましたが、これも監査委員が協議した結果、棄却になったということです。

もう一ついいますとですね、行政が例えば港の見える丘に公園を整備したところ、住民から、明らかに税金のむだ遣いで、市民や観光客のための工事ではなく、業者のための工事だという主張により、財務会計上の行為が違法または不当であるとの監査請求が住民から出されて、監査委員による協議の結果、これも却下されたという例があります。

これは当てはまるかどうかわかりませんが、もう一つ、最近では、例えば山口県が貴賓車として、県庁の公用車として高級車のセンチュリーを2090万円で購入したということで、これも多分県の監査請求を受けて住民訴訟をされたんだと思いますけど、県の元職員が知事の裁量権を逸脱した違法な公金支出だとして裁判を訴えたということがありました。

以上、住民訴訟制度の対象となる町長や職員等の損害賠償請求については、軽過失といわれる普通程度の注意義務を怠ったことによる過失の場合においても、町長や職員等が個人責任としては、多額な責任を追及されることもあり、これによって大きな心理的な負担を抱いて、職務の遂行において萎縮が生じる可能性があることから、町長や職員等の損害を賠償する責任を限定して、それ以上の額を免責するということが大きな趣旨で、この条例が制定されたということです。

○委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 では質疑がないようですので、議案第3号は原案のとおり可決すべきということでご異議はございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第3号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて議案第4号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の審議に入ります。こちらに関して、質疑はございませんでしょうか。

○市原委員 督促の案件ですけれども、年単位でどのぐらいの件数があるのか伺いたいと思います。

○戸籍税務課長(水津繁斉) 今回の条例改正の対象にしておりますのは、軽自動

車税、固定資産税、町県民税、それから国保税、後期高齢者医療保険料、介護保険料となっております。これにつきまして、決算のあります令和4年度の1年間の実績を申しますと、794の督促手数料が出ております。

○委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 では質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議はございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第4号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて議案第5号、阿武町手数料条例の一部を改正する条例の審議に入ります。こちらに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 では質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議はございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第5号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて議案第6号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例の審議に入ります。こちら質疑はございませんか。

○市原委員 6号の中に書かれているデジタル地域通貨というのは、おそらくあぶペイってということだと思いますけれども、それを使えるようにするってということについて異論は全く持っておりません。どんどん普及して便利になればいいなと思ってますが、今のところ取扱店が少ない、あるいは宇田郷であるとか、福賀地区ってというのはですねお店が限定されていて、使う方法がなかなか見つからないという不便さも逆に生じてくるんじゃないかなと感じます。先のことを思えば、あぶペイを使うということに異論はないんですけれども、何かどこか利用がしやすいような、規制を広げていこうとするときに、もう店自体が少ないっていう、そういったところのジレンマもありまして、いわゆる公金を納める、税金として納める窓口でそれを使えるとか、少し幅広い利用方法みたいなことは考えていらっしゃるのかなというふうに思います。

それと、そのあぶペイでもいいよっていついていただけるかっていうのをまず確

認をしておくべきだろうなというふうに思うんで、せっかくきてお金っていうか、補助金のようなものをいただいても、使い道がなければあまり魅力的ではないなというふうにも感じますので、いただくお金もある意味では税金っていう形の有効に使えるという意味で、そういう地域内で循環させるということでは、別に異論はないんですけども、少し宇田郷や福賀地区については、使えるところが少ないなっていうのは正直なところですよ。そんな気持ちであります。

○まちづくり推進課長(藤村憲司) 今、市原委員おっしゃったように、地域通貨でありまして、地域内循環を増やしていこうという目的ですよ。あぶペイを推進しておりますけども、あぶペイで上限10万円分ということで考えておりまして、対象の定住奨励金につきましては、お祝い金の性格の強いUターン奨励金と、Iターン奨励金と、就業支度金と、結婚祝い金と、出産祝い金を考えております。各お祝い金につきましては、よそからこられたりとか、比較的若い方であろうかと考えておりまして、確かに福賀と宇田郷についてはですね、これまであぶペイの中で加盟店舗は少ないわけでありましてけれども、もちろん加盟促進には努めるとともにですね、奈古地区の大型店でも使えるようにしてございます。わりかしご不自由はご不便は少ないんじゃないかというふうに思っております。

なお公共料金の支払いについて、よそでJ Aとかですね、QRコードですからやることは可能ではあるかとは思いますが、それが簡素化になるかというところでもないところもありますし、特にシステムが必要でもないんですが、今後の検討であろうかと思っております。

○町長 今から議論もしなくてはいけないんですが、大きい意味っていうのは、ここであぶペイは、僕はあんまり馴染まないなという、そもそも今奨励金とかなんとかでやるっていうのは、やっぱりある意味で地域内の経済循環ということをして、地域の産業の振興にもつながるという意味で、お金にしたら現金にしたら、色は付いてないから、町外、東京や大阪で使うかもしれませんが、でもあぶペイは、阿武町の中しか使えないということは、どこかの阿武町の産業振興につながっている、町内のお店で使うわけだから、だから例えば税金をあぶペイで払いますとか、定住奨励金でもらったあぶペイで払いますとか、それは、なんとなく趣旨が違うかなという感じ、今から議論せんにゃいけないけど、私は今直感的にそれはちょっと何か違うなという感じ、公金に使うっていうのはちょっとあんまり芳しい話ではない、もともとの趣旨からしたら、地域内で経済循環しましょうよというのがそういう地域通貨というものであるから、そこに税金、ある

いは公共料金をそれで支払うというのは、ちょっといまいちかなと思います。今から議論しないといけませんが、今のところは使えんけど、多分どう考えてもそうなるんじゃないかなという気がします。それはちょっと課題としてそういうことがありますということです。

○市原委員 使える場所をとにかく増やしていくってことが先決だろうと思いますので、ぜひともよろしくお願いします。

○町長 やっぱりまだね、食わず嫌いじゃないけどね、難しいものと思ってらっしゃるふしがあるけど、全然難しくないこれが、やってみればお店さんも、今から地道に使えるところを増やしていくというのが一番大事だろうと思います。

○上村委員 電子ポイントを上限10万円で付与するというお話でしたけど、これは、申請者に丸々ポイントが入ってくるということで、家族であったとしても分けて使うということがなかなか難しいと前回の時にも話があったんですけども、ちょっと金額が大きくなってくると、以前は何千円とか1万円ぐらいの金額だったら、その人がっていうのも仕方がないという感じだったんですけど、10万円とか5万円の大きい金額になってくると、家族の中でわけて使えないというところが、紙の商品券と違って不便なところかなと思ってんですけども、アプリの中では、その送金だったりというシステムもあると思うんですよ。このポイントだから送金できないわけで、チャージ式のマネーとしての使い方だと、送金っていうのも家族間とかアプリ間でできると思うんですけど、あくまでも、このデジタル通貨っていうのがポイントとして付与していくっていうのが、理由が何なのかなっていうところで、そのチャージ式マネーとしてはできないのか、手数料とかあるのかもしれないんですけど、そのあたりを伺いたいと思います。

○まちづくり推進課長 今回は、奨励金の金額10万円の10万ポイントということでやっております。今プラットフォームとして、ポケットペイというところを使っておるんですけども、破格に安い運用費が年間で50万円ぐらいです。その上ですね、ポイントでなく電子マネーになると、金融庁の資金決済法の縛りを受けてまいります。やってできないことはないんですけども、システム料が高額になってまいります。現在のポイントは、消費者庁所管の景品表示法の縛りでございます。やってできないことはないんですが、通常でしたら、よその事業者であればですね、10倍100倍とかになるんですけども、それとポケットペイというプラットフォームを使いますが、法律というのはですね、主催者が町です、将来は商工会になるかどうかどうかわかりませんが、そこの方が法律の金融庁

の縛り、そしてまた、現在は消費者庁の縛りということで、現在はまだスタートですので緩い形で進めております。

○町長 前、商品券配ったときに、6000円とかを配ったときに、家族の世帯の代表者だったけど、これはどうなる。

○まちづくり推進課長 町長がいわれた商品券事業については、世帯主ではなくて世帯の代表の方にまとめて付与という形になります。今回の定住奨励金につきましても、定住奨励金、現金であってもポイントであっても、その申請者に付与する、お振り込みをするという形です。家族の中でお話いただいて、ちょっと当面はお使いいただくという形になります。

○町長 あと予算ででてくるだろうけど、商品券事業の話の場合はどうなる。同じことがいえるが、どういう理由で世帯でやらないといけないのか、これじゃないよ、商品券事業の場合、この前やった商品券事業の理由。

○まちづくり推進課長 そのところは、世帯の方お一人お一人にももちろんお支払いすることはやってできないことはないんですけども、これはちょっと私も事務の都合上というところでございます。

○町長 それは今からこの議題じゃないけど、新年度でやるが、それも同じことをやろうとしてるわけか。

○まちづくり推進課長 今の想定は、世帯の代表者ということでありますけど、そこを家族員それぞれにということになると、今6月1日を基準にですね、7月からスタートと思っておりますが、赤ちゃんとかですね、住民票のある方全てになりますので、お子さんとかをどうするかというところがありますので、世帯の代表の方にと考えています。

○町長 お父さんはお父さん、私は私という場合はどうなるか。

○まちづくり推進課長 そのところは、意見聴取をしていかないといけません、なかなか折り合いがつくかということもありますので。

○町長 そこが聞きたいわけなんだけど、そういうニーズはあると思うが、今まではできません、すいません、世帯単位でお願いしますっていつてきたんだけど、今のようなニーズがあるのは間違いなくあると思うが、それでも今までどおりお願いしますにするのか、それは何とかしますとするのか、そこはどうしていくのか。

○まちづくり推進課長 金融庁の縛りかどうかは別としてですね、やってるところもありますので、ちゃんと手続きを済ませて、もちろどこがプラットフォーム

ムかは別として、そののところにきちんとした手数料をお支払いする中で、阿武町としての運用をどうするかということではないかと思っております。

○町長 それを排除しているわけではないということ、排除するわけではないということか。

○まちづくり推進課長 排除はしませんが、費用対効果とか諸々あるかと思っております。

○上村委員 あくまでも町長が家族間でつなげれば、今マネーは金融庁でいろいろ手数料とかも違って来るから難しいというところだったんですけど、ポイントを申請者を家庭内で2人にして、それをポイントで2人とかというのは、今後考えていかれるのかなっていうところがあると思うんですけども、これ一部、または全額をデジタル通貨で交付するということになってるんですけど、これは一部というのはどの程度なのかなとか、その割合的に10万円のお祝い金だったら、そのうち5万円が現金で5万円がポイントだよみたいなところなのか、それとも全額ポイントだよなのか、選べるのか、何なのか、全額ポイントでもいいよという人もいるけど、全額ポイントは困ると思われている方もいるのかなっていうところだったんですけど、そのあたりちょっとお願いします。

○まちづくり推進課長 一部または全額というのはですね、各奨励金で、例えばUターン奨励金は、単身が10万家族が20万で、お子さん中学生以下3人まで上限の50万まであります。Iターン同様です。就業支度金については、新卒で町内就業であれば10万、でそれが町外であれば上限が5万になります。農林業の場合は15万、出産祝い金については、第1子が20万、第2子が30万、第3子が50万、第4子以上が100万ということで、10万を上限にということで、5万という奨励金もありますので、そういった全額または一部をとということで、5万の場合は5万円、5万ポイントが上限、10万円までは全部ポイント電子マネーとなります。

○上村委員 10万円までは全部ポイントだよと、4人目生まれて100万だったら100万の内10万円がポイントで、あと90万円は現金ということですね。ただ10万円以下の方は、必然的に全てポイントになるっていうイメージですね。

○まちづくり推進課長 就業支度金の町外の部分だけですけど。

○町長 話をまた元に戻して悪いけど、さっきの話、何も結論が出てないと思うけど、商品券を同じ世帯だけ、私は紙商品券、私はポイントというのを可能にするのかどうなのかということ。

○まちづくり推進課長 ニーズがあつての課題だろうと思いますけど。

○町長 そこはニーズは多分あると思うけど、前もそういう意見があったから、だからそこはちょっとまさに費用対効果じゃないけど、そのことによって大きな経費がかかるようであれば、またすいませんけどよろしくお願いしますといわざるをえんかもしれんけど、ちょっと研究させてください。

○池田委員 そのことに関連して、前回やられたデジタル通貨の時に私が聞いた部分では、やっぱり1世帯1人ということで、お父さんと私は財布が別やからとかいう話もあるし、お年寄りの方で500円はおいしいけど、自分は携帯とかでこういうことができんからとかいう人も多々おられたんで、前回もやられたんですけど、キャッシュレス化していくという部分で、高齢者に対してのケアをしていくことも大事になってくると思います。そして、またこれが、みなさん使えるようになってくると、3地区でデマンド交通とかされてますけど、そういった部分でも使えば小銭のやりとりがなくなったりとか、その部分でスムーズになるんじゃないかなっていうふうに私は思いますので、町長も検討課題だといわれてたんで、またその辺を踏まえてやっていただければと思います。

○まちづくり推進課長 池田委員の意見、先ほどの上村委員さんの意見を含めてですね、受けとめたいと思います。デマンドの方もQRで、多分タクシーとかでもやりますけど、やってできないことはないんですが、現実にご利用がですね75歳以上の高齢の方で、福祉バス券とか使われる方が多いので、またこれもですね、大きな声というかニーズがあれば、やってできないことはそんな手をとるわけはありませんので、対応したいと思います。

○委員長 その他、質疑の方はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 では質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議はございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第6号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続きまして議案第7号、阿武町移住体験滞在施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の審議に入ります。こちらに関して質疑はございませんでしょうか。

○市原委員 昨日、現地踏査の方で現場を見させていただきました。さまざまなこだわりもあるんだなというふうに感じましたし、利用の仕方によっては、もの

すごくいいハウスになっていくんじゃないかなと思います。旧来からあります新田のお試し住宅ですけれども、ちょっと苦情的な言い方をされて、携帯電話がちょっとつながりにくいという話を伺ってます。実際私も新田の方に電話をかけますと、つながらない、ご自宅の電話番号の方がいい、つながりにくいところが何か所か、あのあたり特にあるんですけど、それをどうにかしろっていったってなかなか難しいでしょうけれども、利用者の方に、ちょっと携帯電話がつながりにくいですよ一言だけでも利用されるときにいわれておくと、こちらから敢えていう必要がないので、何か阿武町はみたいないい方を中にはする人もいるので、田舎やねみたいな感じでいうので、携帯電話つながらないイコール田舎、何か差別用語のように使われるのがしゃくなもんですから、一言いっていただければ助かります。

○まちづくり推進課長 携帯の不感地域の解消も、まちづくり推進課の所管ではあるんですけれども、今いわれるところの新田の住宅は、外はかつがつだけど中はダメ、まずもって業者の方にはですね、中にWi-Fi設備を設置しておりますので、今頃みなさん方も携帯というよりも、スマホを使った形のいろいろな通話手段が使われてるので、最低限のご不自由はないんだろうと思ってますが、不感地域の解消については、引き続き要請しながら進めてまいりたいと思います。

○委員長 他に質疑の方はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、こちらも原案のとおり可決すべきということでご異議はございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第7号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて議案第8号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例の審議に入ります。こちらご質問はございませんか。

○市原委員 この文章だけ読んできると、非常にわかりにくいなと思ってページをめくってありましたら表がでてきまして、これならわかりやすいのかなと見てありましたら、ますますわかりにくいという状況で、この3年毎という期間が決められているのかというのが一つと、段階を増やしたっていうのは何か意図があってやられたのかと、町が独自でやっているわけではなくて、県とか国とかそういう指導があってということなんでしょうけども、何かどこか低所得者にやさしい

ような、何か町のできるのであったら、何か思いもあったのかなと思いながらも、これを見ておりましたが、住民の方にこういうふうになりましたよとお示しする時には、もう少し何かわかりやすい表記をしないと、ほぼほぼわからないと思いましたので、ちょっと心配をして質問しました。

○健康福祉課長(矢次信夫) すいません、なかなか見づらい表で申し訳ありませんでした。今回ちょっとですね、簡略化したものを資料でお付けしております、そちらの方を見ていただいたらと思うんですが、そちらの方で説明させていただいたらと思います。

ちょっとすいません、数字がちょっと間違っているところでごさいますて、ちょっと先に訂正をさせていただきます。まず第11段階の合計所得額なんですが、これ520万円はいいんですが、620万未満です。第11段階は520万円以上620万円未満です、590になってたと思います。それから第12段階ですが、620万円以上720万円未満です。そして第13段階が720万円以上となります。議案の方の表はちゃんとなっておりますが、こちらの方が間違っておりました。すいません、訂正させていただきます。

それで、介護保険料なんですが、これは国の規定でですね、毎回3年毎に見直しをすることになっております。現在の介護保険料については、令和3年から今年までの令和5年までということで、現在月額、これは基準額なんですが、5850円です。これをですね、3年毎になりますので、令和6年度から令和8年度までということで、今回ですね5950円に改正いたします。100円のアップになります。今回段階がですね、これまで9段階であったものを13段階になったと、これは国の改正によるものでして、町独自にというものではございません。国の改正になって13段階にしております。議案に付けておいた資料の方と比べて見てもらったらわかるんですが、それまで金額がですね、ちょっともうちょっと低いところで、もうそれ以上は一緒だよということになっておったんですが、もうちょっと幅を持たしてですね、細分化したような格好になっておりまして、段階が増えていきます。ちょっとこの表の見方を申しますと、第5段階がですね、ちょっと色塗りをしてありますが、これが基準の段階です。第5段階が先ほどいいました、基準となる5950円の段階、これより所得が少なければ、この真ん中にあります保険料率、これをこの5950円に率をかけて、所得が少ない人は減っていく、当然多い人は増えていくというような計算になります。条例の方はですね、この月額を今ここに書いてありますが、これを12ヶ月かけたもので示しております。だから条

例の方はですね、年額というふうになっておりますが、ちょっと私どもがこの基準の介護保険料計算するときは、月額で計算をしますので、ちょっと月額で見てもらったらいいかと思います。

それから市原委員いわれますように、低所得者に優しい施策であってほしいということで、町独自にはですね、そういった例えば軽減率を変えたりっていうことはできませんが、もうそれにつきましては国の方でですね、この上にあります第1段階から第3段階に()で軽減後保険料というのが示してあるかと思うんですが、これは所得の少ない方については、本来ならばですね、この5950円に第1段階でありました0.455をかけた月額2707円になるんですが、ここに軽減をして、0.285をかけた1695円が実際の保険料ということで、少ない方にはこういった軽減率をかけてですね、保険料を少なくしております。以上です。

○市原委員 そこまで説明しないと、おそらくわかっていただけないと思います。

○健康福祉課長 今度、当然保険料が変わりましたら、広報等で周知しますが、わかりやすいような表での周知にしようと思っております。すみません。

○町長 実はですね、介護保険料というのは、阿武町のような小さいところで、ひだまりの里、恵寿苑、いらお苑とかですね、施設が人口割にしたら多いんです結局、多いということは、例えばデイとか何とかいろんなサービスが受けられる人が多いということなんですけど、要するにサービスが行き届いている、言葉はちょっとおかしいですけど、みなさんにとってみれば、頻繁に受けられるような状況になっているということで、実際に、本当に算定した県が示したのはいくらだったかな。

○健康福祉課長 6800円です。

○町長 それと額も上から2番目だったかな。

○健康福祉課長 2番目でした、県が示した数字はですね、月額6800円くらいの数字を示しています。

○町長 利用額については、それにだいたい比例してるんですが、県下で上から2番目くらいに使ってるんです。県は6800円くらいの数字を示していて、そのままやったら、上から2番目の額でみなさんからいただかなきゃならないんです実際は、その理由はなぜかといったら、ある意味充実してるから、必要に応じてもらうという話になるんで、ただそれを何とかやりくりをして、だいたい1000円くらい下げて、何とか6000円以内に抑えようという努力をして今そうなる、前回より100円上げるだけぐらいでなんとか抑えてるっていうことです。そのなんと

かは、なかなか言い難いところがあるんだけど、相当な努力をしているということだけはしっかり認識していただきたい。あたり前にやったら、今の6800円くらいになります。県下の上から2番目になります。今5番目くらいだけど、それでももっと安いところはあるんですけど、そんなにめちゃくちゃ安いというわけでもないんですが、上から2番目を5番目ぐらいまで、6000円を何とかきるような努力をせにゃいけんということで、いろいろなことをやった中で、なんとかこの金額で抑えられたというふうにご理解をいただきたいと思います。ただ次回は、その努力ももう限界になると思いますけど、これは阿武町だけじゃなしに、よそはいろんな基金を持っていたりするので、それをぶち込んだりしているところもあったりするんで、ですけど今度の3年後はよそも厳しいと思います。

○健康福祉課長 そうですね。本来であれば介護保険事業の中にも、財政調整基金があって、それを使いながら保険料を抑えていくところなんですけど、阿武町の場合はですね、この3年間で基金があまり残りませんでしたので、その基金を取り崩して、後の3年間の保険料を抑えるということができなかったんです。その中で違うところをですね、なるべく、例えば今、まるとく塾という介護予防を一生懸命やってます。介護保険を使う人なるべく少なくしようと、介護保険に行かないようにしようということで、今年度もまるとくに通っておられた方がですね、介護保険を利用される方に移行した人がいらっしやいません、それだけ介護予防を頑張ってますね、何とか介護保険を使わないようにしようというようにところで頑張ってきておりますんで、そういったところに力をいれてですね、サービスにお金がかからないようにしていきたいと思います。

○市原委員 今のような発言は表に出していかないと、気づいていただけない、せっかく苦労してるのに、わかっただけない部分につながってしまってもったいないなと正直思ったんで、何か広報とかでも、もっともっとPRされたらと思います。

○委員長 他に質疑はございますか。

○米津委員 今の説明を受けて、かなり金額を抑えられているとは理解したんです。県が示しているのが6780円くらいとおっしゃいましたが、それを今回100円上げて5950円とする。その100円の差が何かすごくきついんじゃないかな、相対的に全部上がってるん違うかなと思うことと、今まで9段階だったのが、国の方針で13段階になって、13段階の方と9段階の方だったら5万円くらいの差があって、全体の収入としては、例えば最低でも従来の5850円に抑えても、全体の額はそん

な変わらないんじゃないかなとザックリと思ってるんですけども、その辺はどうなのかなと思います。

とにかく、高齢者にとって介護保険料の負担というのは、すごく重いと思うんですね。町長いわれるように、施設も充実してるいろいろなものがあって、これだけに押さえてるというのもわからないでもないんですけども、この100円を従来どおりできないかなという思いはあります。先ほどもいわれたように、萩なんかは基金を使ってるんでしょうけども、この基準になる金額だけで比べると、今回5段階が7万1400円になるんですね、ここが萩の場合は5万円台です。1万数千円の差があります。おそらく基金とか、いろんな規模の違いとかがあってしょうけども、その辺も考慮して、最低でも抑えていただけないかなという思いがあります。

○健康福祉課長 先ほども申しましたように、本来なら6000円後半にあるところをですね、5950円に抑えたというところだけでも、ちょっとご理解いただけたらと思います。じゃあ5950円を100円上げずに5850円のまんまでいいじゃないかといわれるかもしれませんが、そこはどうしても先ほど言いましたように、本来ならば6000円いくらかかるところをですね、それぐらいないと介護保険の事業所に報酬を払っていけないところをですね、抑えてやってるわけですから、そりゃあ、同じままにしたら、最終的には足りなくなってしまうです。

○町長 現行が5850円、それを何とか6000円台に抑える、要するに100円アップで済ませてもらおうと、さっきいったように、本当にあたり前にやったら6700円とかになるわけです。これを普通にやったら、今は基金はもうないんですよ、その中で他市町なんかは基金をぶち込んで何とか抑えている、でももう1回やったらないと思います。そのときはどうするかといったら、激増するわけですね、それは予測できるわけですよ。予測している私達は。それを何とかいろいろやりくりをした中で、100円アップで済ましてるっていうこと、でそれができないとなれば、これは当然どこかからお金を持ってこないといけません。どこかからといったって行くところは一つです。一般会計です。一般会計からお金何千万円とぶち込むという話で、それが許されるのならばまだいいけども、独立採算という縛りがあるんです、基本的な考え方が、それをみなさんが一般会計からは何千万円かぶち込んでもいいですよっていうことであれば、不可能じゃないかもしれないけど、そもそもそれが適当なことではないといわれて指摘されているわけだからそれはできない。できない中でやると、下げるという今の状況であるから、本当に大変な

努力をして今の100円アップで済ましてるわけですよ、それをまだ100円だとおっしゃるのはわかりますよ、みなさん苦しいのはわかる、けれども僕からしたら、これだけ努力しているのになぜといたい気持ちですよ。それをよそから持ってくるとしても、よそが凹むだけの話ですからね、それに6000円なんぼで算定されているものを、6000円を切る価格にやっているわけであって、そこはもう理解していただかないと、少々の努力じゃないですよ、はっきりいって。そりゃ安いのがいいに決まってますよ誰でも、安うせー安うせーというのは簡単ですよ、いえばいいんですから、みんなが喜ぶから、でも実際にそうやるというのは、本当に難しい問題なんですよ。6000円なんぼも6700円というよう算定が出て、掛け算してくださいよ人数かけて、何千万円ですよ、何千万円はいかないかもしれないけど相当な額ですよ。これをやるってそう簡単なことじゃないんですよ。そこは、あんまり細かいことというですね、いろいろありますからいわれませんが、最大限の努力をしておることだけは、しっかりとご理解をいただきたいと思います。上げたくて上げてるわけじゃありません。

○西村委員 今説明を聞きまして、やっぱり払う立場としたら、あー封筒がきた、払わんといけん、そういうイメージがあるんで、やっぱりわかりやすい説明っていうか、表を出すとか、理解していただくのが1番じゃないかなと思います。中のことはみんなわかりませんので、苦勞されていることまでは、みんなわからないと思いますので、わかりやすい表とか説明があればいいかなと思います。

○健康福祉課長 西村委員さん、それから市原委員さんが先ほどいわれましたようにですね、とにかくみなさんにわかりやすいように、それから、これだけ努力しているんだというところはですね、ちょっとわかっていただけるようなですね、広報の仕方はしたいと思います。

○委員長 他に質疑の方はございませんでしょうか。

○委員長 去年の委員会でも確か保険料に関しては話が出て、今まで基金からいろいろ調整してたって話があって、で基金がかなり底をつきつつあって、今年からは上げざるを得ないだろうというような話が、去年の委員会でも確かあったように記憶しています。それで、自分監査の方でちょっとこの前話を聞いたんですけど、やっぱり普段議会の一般質問とかであがってた、フレイルの予防とか、そういった部分にやっぱり健康福祉課の方で力を入れて、フレイルの状態から実際に介護が必要な状態になるような方が今年はゼロに抑えられたという話もやっぱり聞いてますので、こういった基金でできない部分を、また違う形でカバーしてい

こうということで、これからの3年間やっていかれるんだなっていう部分は感じています。大変でしょうけど、そのあたり続けていただければと思います。

○委員長 他に質疑の方はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議はございませんか。

(「はい」という声あり。)

○委員長 米津委員、反対、はい。

○委員長 反対の声があがりましたので、挙手にて採決をとっておきたいと思います。議案第8号を原案のとおり可決すべきということで、賛成の方、挙手をお願いいたします。

(「挙手5」)

○委員長 反対の方。

(「挙手1」)

○委員長 では、賛成の方が5名、反対の方が1名ということで、賛成多数により、原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 そろそろ1時間経ちますので、休憩をはさみたいと思います。

休憩(9時58分～10時10分)

○委員長 お揃いですので、再開したいと思いますが、よろしいですかね。では先ほどに続いて議案第9号、財産の取得についての審議に入りたいと思います。こちらは、昨日現地踏査をした場所ですが、何か質疑等はございますか。

○池田委員 この取得に対して、周りにまだ畑や、今までは近隣がある程度町営住宅や、田畑の状態のところをやってきたわけですけど、今回の土地取得場所っていうのが、昔から住んでいらっしゃる地域の近くとか近隣になりますし、田畑を耕作されている部分の隣であったりするところですが、そういった部分で、住民や周りの耕作者の理解は得ているのかということをお聞きしたいんですが。

○まちづくり推進課長 今、池田委員さんのご質問ですけれども、昨日現地踏査をしていただいたときの航空写真に開発のイメージを載せたものですけど、まあこれは漫画ですのでご承知いただいた上で、場所についてはですね、柳橋があと残り3区画になった状況にありますけど、もうちょっと前の段階で、さらに定住

促進を進めるために、一団の土地、具体的には1ヘクタール程度の土地が適地がないかということで、内々にあちこち探しておりました。そういった中で、この場所については地権者さんのご了解をいただいた中で、今回議会に上程をさせていただいたところでもあります。地目的に農地が多いんですけれども、現実、まだ耕作をされてる方もいらっしゃいましたが、これはご了解の上で、この度譲渡いただけるということでもあります。なお、それにさらに隣接してですね、当然農地はあるんですけれども、具体的にいいますと、46ページの図面でいいまして、1948-1、これにつきましては、隣にですね、農業集落排水の処理場がありますので、ここを住宅にするのは、適当ではないと思っております。地権者さんとの絡みの中で取得をするんですけれども、ないと思っておりますので、農業に関してですね、直接影響があるとは思っておりませんが、今ちょっと池田さんのご質問を受ければですね、ちょっとそのところは、配慮というかお伝えをする必要があるのかなと思っておりますので、そうしたいと思っておりますし、また、東の方というか、上の方ですけども、これも農地はありますが、一つ現況耕作しておられるところがありますが、ほとんどは現状は休んでおられて作っておられないというところだったというふうに見ていただけたと思いますので、農業についての影響はですね、ちょっと水橋を使用されてた方のご了解はいただいております。

○池田委員 私はこの下の方で田をやっておりますので、46ページの地図ですね、番地でいうと1921と1922の間に水路があるんですけど、そこから流れる水路から、この処理場の下側にあたる部分は、その水も必要としているわけなんですよ。あとですね、これまた防災的な部分でいうとですね、大雨が降ったときとか、郷川の逆流が処理場付近で起こるんですけど、これなかなか現状の写真撮ってくれとか県の方からいわれて、そういう状況のときになかなか撮れないっていう部分もありますし、この上の方が宅地になった場合ですね、それだけの雨水の吸水率が下がるっていうことは、今でも結構大雨のときは田が浸かってしまうんですけど、そういった部分も出てくるんで、この柳橋の新しく分譲地作った部分においても、もともとあった用水路に雨水を流したことによって、浄化槽から下の部分ですね、結構、突然水が全部流れてきて、田畑が浸かってしまうっていうことがあるんで、しっかりとした対策を経て、地権者と近隣の耕作者と話を進めてほしいと思っています。別に宅地を増やすことに反対ということではないので、その辺はちゃんとしてほしいと思います。

○まちづくり推進課長 区域内に湧水があつてですね、水路をつたって、今池田

委員がおっしゃったような形で水が流れてるのは承知しておりますので、今おっしゃったことも含めてですね、測量設計も新年度でかかろうと思っておりますが、ご意見も踏まえた中で進めていければと思っております。

○委員長 他に質疑の方はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、こちら原案のとおり可決すべきということでご異議はございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第9号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて議案第10号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についての審議に入ります。こちらに関して質疑はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、こちら原案のとおり可決すべきということでご異議はございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第10号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続きまして発議第1号、阿武町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の審議に入ります。こちら議会初日に説明の方がございましたが、質疑はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、こちら原案のとおり可決すべきということでご異議はございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、発議第1号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 引き続き予算関連の審議に入ります。補正予算ですね、議案第12号、令和5年度阿武町一般会計補正予算(第5回)の審議に入ります。予算書の歳出からいきたいと思います。ページはですね、補正予算書の24ページから、第1款、議会費と総務費までまとめていきたいと思います。

○西村委員 27ページ、企画総務費の報酬のところですが、会計年度任用職員の報酬の減額、300万8千円の減額理由をお聞きしたいと思います。

○まちづくり推進課長 会計年度任用職員といいつつ、地域おこし協力隊員で、漁業支援の協力隊を募集しておりましたが、これの応募がなかったということと、地域おこし協力隊、観光事業で半年ほどあぶナビの事務スタッフとしておりましたけど、途中で都合で退任しましたので、その分を減額させていただきました。

○西村委員 29ページ、企画振興費の負担金補助及び交付金で、170万円の増、人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業補助金、ここの説明をいただきたいです。

○まちづくり推進課長 広報誌です、こういった折り込みをしましたけれども、地域社会振興財団が募集する10/10の補助事業でありまして、暮らしの技を学ぶためにですね、この町で生きてることが少し楽しくて、ちょっと自慢したくなる事業と銘打ちまして、ABUキャンプフィールドが受け皿、具体的にはあぶクリエーションですけれども、町民の体験研修の形で実施をしたところであります。

具体的には三つありまして、半日の野営キャンプと野外調理研修、チェーンソーを使用する伐倒体験林業研修、定置網の見学等漁業研修ということで、合計25組169人が受講したといっております。3月補正でありまして、歳入歳出の計上が遅くなりましたけれども、そういったことで既に実施した事業でございます。

○池田委員 29ページ、カーポート設置工事で、ちょっと確認しておきたいんですけど、これはデマンド交通のカーポートを建てるということだったと思うんですけど、使用用途が変わったみたいなので確認しておきたいと思います。

○まちづくり推進課長 今池田委員がおっしゃいました、企画振興費で支出したものにしましては、福賀ののうそんセンター内の舗装工事に併せて、2台停められる形ですね、積雪対応のカーポートを整備しました。1台についてはデマンド便のふくすけ便、もう1台については、今度春からの福賀分園の送迎車が活用することにいたしております。

○池田委員 ちょっと回答の場所が違ったんですけど、奈古の方のデマンド交通として建てられたところが、ちょっと変わったと思ったんですけど、そちらの方です。

○まちづくり推進課長 総務課の方で整備をしましたけど、当初はそういったお話であったかと思います。現実には、今ハイエースが2台森林組合の横に停まっていて、なごやか便のデマントは外にあります。ちょっと運転手さんのグループに伺ったところですね、いろいろ休憩も含めてこちらの方が良いということと、

将来的には、今3地区で運行してますけど、未来を見据えたときには、バス車庫あたりとかということもありまして、ちょっと現実に即してそういう運用にしております。

○池田委員 計画の段階でしっかりしたものをたてて、必要であれば必要な経費をたてなければいけないので、変更があった際には、お知らせいただければと思います。

○上村委員 33ページの社会福祉総務費の中の委託料で、障害福祉施設設計委託料ですけれども、今後の設計スケジュールだったり、建設スケジュールについて、大まかでいいので、わかれば教えてほしいです。

○健康福祉課長 今後については、E G Fとの協議で進めていかなきゃいけないと思ってるんですが、今E G Fさんの方がですね、益田市の方に同様の施設を整備されておられます。今年度完成して、その次に阿武町の整備をしてですね、それから、それが終わったら益田市でもう一件整備を進める予定みたいです。

そうした中でですね、今までもご説明したかと思いますが、用地がですね、ちょっと固まるのを待ちたいという申し出もありましたし、益田市の方を先にですね、今年度の完成に引き続き、益田市の方を整備していきたいというふうなご意向もありまして、ちょっと阿武町の方はそれが終わってからにしようということにしております。そうした場合にですね、今度、益田市の方のもう一つの整備が終わるのがですね、おそらく令和8年度になるかと思います。そうすると、今度設計がですね、うちの方の設計が令和8年度もしくは令和9年度、その次の年に建設をしますので、建設の方が令和9年度もしくは令和10年度といったようなスケジュールになるのではないかと思います。これもE G Fさんとの今後の協議によりますので、はっきりしたスケジュールは申し上げられませんが、だいたいその辺だと思います。

○白松委員 それに関連しまして、木の駅プロジェクトがスタートしております、今日くるときも森林組合の木を満載したトラックとすれ違ったんですけど、フェイスブック等でも見ておりますが、当初の計画であれば、E G Fさんの入所さんに木の駅の仕事をやっていただいて、運用していくような話だったと思うんですが、建設が令和9年度から令和10年度ということになれば、その辺の運営はどのような予定にしていくつもりなのか、説明してほしい。

○まちづくり推進課長 今、白松委員がおっしゃったように、倉庫の場所としてはですね、町民グラウンド川向かいのJ Aさんの農機具の格納庫をお借りして、

今その前に木を持ち込んで、切って、割って、乾燥してということを徐々に進めております。当社お話ししておりました林福連携といいですか、E G Fさんのグループホームという話もありましたので、E G Fさんとお話をして、その利用者さんが指導員のもとに、そういったわりと仕事を分断して、安全な部分を担っていただくというような話もしたんですけど、今は健康福祉課長がいわれたように、ちょっと時期が遅れるということがあって、その事も含めてE G Fさんともお話をし、林福連携というのはとても良い取り組みだと思っております。

一方で、今いわゆる地域おこし協力隊で、自伐型林業、林業支援員ということで採用をしてまた卒業して、その林業をいろいろ含めまして、副業として生きていこうという方もいらっしゃいますので、今年間が生木で50トン程度でありまして、それは実際にシミュレーション、現実作業をやってみたんですけど、1人でもできる量だと、基本はそれで進めていって、また将来的にですね、その割合とか協議しながら、木の駅については、それは問題なくできる、滞りなくできると理解しております。

○白松委員 37ページ、保育所運営費の備品購入費の緞帳、今回、みどり保育園の本園が改修工事ということで、多分ステージのところにある緞帳を替えられたと思うんですが、これまでの緞帳がかなり傷んでいたんですか。

○健康福祉課長 白松委員いわれるとおり、これはですね、みどり保育園の本園の遊戯室にあります舞台のところの幕です。この緞帳につきましては、建設当時、保護者の方がですね、寄付してくださったというふうに聞いております。当時100万円ぐらいかけてですね、今の立派な緞帳があるわけですが、それから25年程度経っていますので、かなり糸が切れてしまって、またその切れた糸をですね、園児が気になるようで、どんどんボロボロになってきておりますので、今回改修もしましたので、この際新しいものに替えようということで、計上させてもらっております。

○市原委員 41ページ、畜産業費の工事請負費ですが、私が以前一般質問した内容だろうというふうに思っております。早々に対応していただいて、大変ありがたいなと思っているところです。トイレ等の改修工事をするという内容だったというふうに理解しておりますけれども、もうすでに着工されているのか、また完成をしていないのであれば予定だとか、完成予定等を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○農林水産課長(野原 淳) 今、市原委員がおっしゃいましたように、委員の方

からですね、12月定例会で一般質問の中で、無角和種繁殖センターの労働環境の改善の必要性ということを聞かれました。私ども公社の事務局といたしましても、特にトイレですね、昔の方式のトイレ、小便器が五つぐらい並んでおりまして、その奥に大便をするところが二つあるというようなトイレがとりあえずありますが、全く使えるような代物ではなくてですね、地域おこしの兼安さんが着任しておりますけれども、彼女が来た時点で、これはトイレだけは何とかなきゃいけないということで、現場用の仮設トイレ、これを今一応緊急措置的にですね設置しております。根本的な解決にはなっていないというふうには理解しております。市原委員の質問もですね、国とか県にですね、こういった改修が可能な事業はないだろうかということで問い合わせをしましてですね、そうしたところ国のですね、令和5年度の補正予算で、女性の就農環境改善支援事業ということで、制度化されるとの情報が入りましたので、現在この事業に対する申請の準備を進めているところです。この事業で整備可能な施設というのが、女性の労働に関係するところで、託児スペースの確保であったり、男女別トイレの確保、更衣室の確保、それから休憩スペースの確保という項目がございます。そして、これらの整備に関して、この事業がエントリー方式になっておりまして、事業申請をして、申請したら絶対もらえるというものじゃないんですけども、エントリーに対して合格点が出ればですね、国から300万円を上限にですね、10/10の補助がもらえる。それを超えた部分については、どこかから準備してもらうようになるんですけども、一応計画上、トイレ、男女別トイレと、それから更衣室ということでですね、計画はしております。予算は工事請負費として500万円補正させていただこうとしているところなんですが、現地にはですね、合併浄化槽も何もなく、今から全て新規というのと、それから、公社で使っております事務所の奥にですね、使っていないスペースがいくつかありまして、そこをトイレに改装しようとしてるんですが、概略の積算で、トイレの設計・施工だけで約500万円かかるということで、まずは課題でありますトイレの整備に向けてですね、計画していこうかなと現在準備を進めております。このエントリーが採択されればですね、4月には交付決定がおりるということで、交付決定がおりればすぐに発注したいと思っておりますが、7月か8月には完成できるんじゃないかなと考えております。

○西村委員 41ページ、畜産業費の備品購入費ですけど、50万円はどのような備品でしょうか。

○農林水産課長 先ほど申し上げました、トイレと更衣室ということで考えてお

りますが、更衣室を準備すれば、更衣ロッカーこういったものも必要になりますので、備品購入費として計上させていただいております。

○白松委員 43ページ、観光費の工事請負費ですけど、展望台設置工事、多分、西台の展望台だと思うんですが、これは予算を取り下げるということで、今後の展望について、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

○まちづくり推進課長 私の方はくれぐれも観光ですので、観光資源ということですが、令和5年度当初で予定しました展望台については、一回取り下げて延期ということでございます。今後のどうするかにつきましては、無角振興の方向性、また設備配置の在り方等々も踏まえてですね、改めて仕切り直して検討させていただきたいと思います。

○白松委員 先ほど、無角和種の繁殖センターでも話が出ましたが、トイレの件ですけど、西台というところもトイレがない、飛行クラブさんが仮設のトイレを置いて使っておられる、管理も飛行クラブさんがやっておられるんですけど、その辺もやっぱり、そこに人を呼んでくるという観点から見れば、こういうトイレの設置というのは今後必要になってくると思うんですが、その展望台と併せて、その辺も検討の中に入れていただいたらですね、使われる方も、特に女性や子どもさんも安心して、そこで西台の風景を楽しみながら、一日を過ごされることができると思うんですが、どうでしょうか。

○町長 もともとこの新たな展望台、元の展望台というのが、作った時点ではだいぶ下がったとこだったんですよ、その前にまた埋め出したんですよ、だからなおさら、せっかく牧歌的な雰囲気があるところ、全く見えない状況になっている。せっかくこの一番広いとこが何も見えない状態となっております。それで、それがあるので、できたら見えるところまで出して、その雰囲気であれば一つの観光資源になるというふうな思いもあったんですが、出そうということに、こちらは随分前なんで木造なんで古くなって、これを移設しようかなという話もあったけど、もうそれするぐらいなら、移設したって長くもたないんで、新しく作っても値段は変わらないという話がありました。なぜ、それを途中でちょっと今休止しておるかというのは、やるのはやりたいんですけど、今から無角の向かっていく方向がですね、とにかく自然、福賀という自然、そしてあの西台という牧歌的な広大な草地があるところ、みなさん上からしか見てないんで、飛行場の辺しか見てないんで、まあ広いちゃ広いなみたいな世界、もっと下はすごい広いのがあるんですけど、熊本へ行ったような気持ちになるところがあるんですけど、そ

こをちゃんとみなさんに見せるということと、もう一つは、今は放牧、放牧といっても、繁殖、種がついたのをあそこへ放牧しておるわけですね。肥育じゃなしに、でも今からは無角の方向性の中で、放牧肥育、普通放牧するというのは、種がついたお母さん、繁殖、要するに子とりのために、子どもが大きくなればいいのであって、そうすると、放牧で外へ出して、エサ代は自分で草を食べて、お腹が大きくなって、子を産むころにもって下がって子を産まず、省エネのための放牧なんですけど、それもあります、それは現在やってることであって、それもあるけど、もしかしたら無角の方向性として、もっともっと今より手をかけずに、濃厚飼料もよそから海外から、ほとんど濃厚飼料はトウモロコシであれ、小麦であれ、濃厚飼料といわれるものは国産のものはほとんどないですよ。今乾燥とかもほとんどが輸入ですけど、無角公社は幸いに農地を持っていますので、東台とかに、自給でロールを作ったりもしていますけど、特に濃厚飼料なんかは作れませんよね実際に、それでいいのかって、無角の生きる道は何かっていうときに、やはりもっと自然豊かな育て方をして、濃厚飼料なんかもよそから持ってくる、海外から運んでくるような育て方じゃなしに、本当に自然の牛としての育て方でいいかといけないんじゃないかなという方向性が、今渡辺GMとか入ってきた中で、方向じゃないかなというふうなことで、それは、多くの都市部にいる有名なシェフの人たちが、それはいいことだというふうな感じなんです。ですから、今から無角の向かう方向は、多分そっちになると思います。そうすると、あそこで放牧肥育、肥牛にしていく自然の草で、そういう方向性も今から見えてくるんじゃないかなというふうに思います。そんな中で、それを、そういう今のはお母さん牛の話ではなしに、肥牛があそこに下までずっといる雰囲気を見ていただくのも、観光ということもありますけど、無角の振興にもつながっていくというふうなことです。今のところじゃですね、それは見えないからだめなんです、一番大事なところが見えてないので出したい。ただ、今方向性をきっちりそれでいきましょうというふうなことを、無角振興公社というのは、一応阿武町が事務局でやっていますけど、萩市さんも含めて、阿東がありましたから山口市も含めて、で農協がありますよね経済連、で県、その中で、まずみんなでその方向性を合意をする機関決定しないといけない。方向性を合意した中で、それでいきましょうということが決定されてないんで、今模索中なんで、ですから渡辺GMとか、都市部の造詣の深い人たちで、これでいけるかいけないかといろいろやっています。それでいけるとなったときには、私は移設する、移設して見てもらう、きて見て

もらう、どういうところで育ってるのかっていうのを見てもらうということが必要だと、それは一つの観光にもつながると思いますから、方向性は近いうちに定めなきゃいけませんから、もしかしたら来年にはそこへ移設ではなく新しく、移設しても腐りますから、同じような、ちょっともう少し前の見えるところまで持って行きたいなと思います。それと、その時にはですね、当然トイレの話はやらなきゃいけないというふうに思います。

○市原委員 47ページ、学校管理費(小学校)の学校ワイドラン使用料、はじめて聞いた言葉でどんなものかなというか、ただ単純にそれだけです。お願いします。

○教育委員会事務局長(藤田康志) 学校ワイドランは、広域のネットワークということで、教育委員会の関係でいいますと、本庁舎にサーバーがございすけど、それと各学校ごとのネットワーク、その学校の拠点と本庁を結ぶネットワークをワイドランといいまして、その回線使用料になります。

○白松委員 47ページ、学校管理費(小学校)の工事請負費、校舎内外営繕工事の300万円、初日に福賀小学校のフェンスの撤去とかの説明があったと思いますが、よく聞きとれなかったもので、もう一度説明をお願いします。

○教育委員会事務局長 福賀小学校の陸屋根の防水工事を行う予定でしたが、この工事の設計額を決めるために、いろいろ見積の依頼とかをしてたんですけど、資材の単価が半年ごとに変わったりとかですね、防水シート屋さんもなかなか日程が取れないということで、伸び伸びになって、なかなか設計額等が決められなかったというのがありましてですね、そうしている中で、小学校の方から先ほどいわれたフェンスの撤去と防草、福賀小学校は敷地が広くて、草を刈るところが多いので、まあ地元の方にも草を刈ってもらえるんですけど、草刈のところを少なくするために、コンクリートを貼って防草するという工事の要望等がありましてですね、それをするにしましてですね、一旦防水工事は止めて、そちらの要望のあった方を優先して工事を進めることにしまして、あとタイルの修理とかですね、ちょっとした営繕工事も含めてそれをするにしまして、一旦差額の部分を今回減額させてもらったということでございます。

○白松委員 フェンスは撤去されたんですか。

○教育委員会事務局長 そうですね、中学校側の家とグラウンドの間のフェンスが、高くて古くてホロボロということで、学校と話をして、体育館のところはそのまま残す、体育館のところから民家の方側、そして門から入ってくる縦道は残したいという話だったので、体育館のところから民家側あたりを撤去して、今度、

境に何もなくなったらいけないので、ちょっとした高さの、高さは変わるんですけど、その方がいいと学校の要望もあったので、1 mくらいのフェンスを新たにつけます。大した距離ではない30mくらい、一応学校と相談して決めました。ちょっと高低になりますけど。

○西村委員 49ページ、町民センター費、委託料、文化ホール事業委託料の減額について、教えていただければと思います。

○教育委員会事務局長 毎年コンサートを1回程度行っておりまして、5年度もコンサートを1回実施する予定で、いろいろとこちらの希望の演奏家と日程調整とか、プロモーターをとおしてやってたんですけども、なかなかこちらの希望を出しても、日程調整が不調に終わることが何回もありまして、なかなか日程調整ができなかったっていうのがありまして、そうするうちに議会でも説明しましたが、ボイラー空調が不調になりまして、故障したりとか、そういうこともあったので、今回もうすでにジャズコンサートとかですね、人権大会でちひろさんのコンサートとかやっておりますので、今回はそれに替えるというか、文化ホールでやってたコンサートは今回中止にしたいということで、40万円ほど減額させていただきました。

○市原委員 53ページ、諸支出金、公有財産購入費、普通財産取得費について説明をお願いします。

○副町長 これはですね、現在、土地開発基金で購入してるものをですね、改めて町の普通財産として取得するために、今回、補正予算であげさせていただきました。12事業用の土地を新たに町の方で買い戻すということです。

○町長 ちょっと補足します。町の基金の中に、土地開発基金という基金があるんですね。その基金というものは、現金と土地二つあわせて土地の評価額っていうか、買ったときの価格、土地開発基金というのは、いろんな事業を行うために、先行して今買っとかなきゃいけないような、後で買いにくくなるよとかいうようなもの、昨日あそこで家があったじゃないですか、行ったときに、今でないとあそこ買えないんで、予算は何もないんですよこっちには、町長の判断として、これは今買っとくべきだという先行投資をするときに、この土地開発基金のお金を使って買うんです土地を、金が物に変わるんです、それを合わせて基金が1億数千万円ある。ところが物に変わってるんで、現生は今4000万ぐらいかな、もうちょっと増やしたから5000万円ぐらいかな、現生がそれだけで後は物なんです。ただ物も当時は、例えば一番いい例が、リサイクルセンターがありますよね山の上

の方に奈古谷に、あそこの昔の県道がとおってますけど、あの下の方にですね、リサイクルセンターを広げんにゃけんという話が昔あったんですよ。広げるために用地を先行取得したんです。あの時の計画は、阿武町のものだけじゃなしに、よそからも持ってきて、そこで処理して儲けようじゃないですけど、そんな感じだったんです話としては、ですから広げるための用地を先行取得したんです、それは先々代の町長のときに。ところが、今はもう町内のやつだけで、それ以外のものを受けるということは今からもないし、そうするとその土地は買ったけど、使い道がなくなった。ただ基金の中で基金の一部として、今となっては価値のないものが、基金の中に物として残っているんです。その当時買った額で、実際は物なんですよ。そうすると、今までそういうのが結構あるんですよ、あっちこちに、先行投資したけど、田部の方には将来最終のゴミ処分場として使おうとして、山の上の方を買ったりしてるんですよ。ゴミの処分場として使おうとして、そういうのが結構あるんですよ、それはいつまでもおいても、使うことがないと思われる土地をいくら残しておいても意味がないんで、それよりも現金化した方がいいと、今のように必要なときに使えるお金にした方がいいっていうんで、2872万4000円っていうのは、そういう使う予定のない土地を、もう基金ですから、町の直接的な予算の中にはないんです。これを、その基金から町が買い戻すことによって、基金の中に現金を土地を現金化する、そうすると、裁量が持ってるお金が増えますから、先行投資するときにも、例えばこれは絶対必要だと思うときに、先行投資ができる、そのお金を使って、土地開発基金というのはそんなものなんです。ですから今2872万っていうのは、いろいろ先ほど例でいったような形で、もうこれは先行投資した意味がないと、使う予定もないというふうなものを土地から落として、その分だけお金を基金の方へ入れる、基金ですから、お金を移し替えるだけなんですけど、どっちにしたって、自由裁量度を増やすためには、お金を現金を増やしておくべき、土地をいくら持っていて使う予定がないんで、ということで、変な話ですけど、今回1億5000万円なんだかんだで減債基金で、減債基金というのは将来に、過疎債とかいろいろ町債がありますよね、町債を返すための原資にしようとして、お金に色がないんで別に何基金でもいいですけど、とりあえず減債基金ということで、この度は1億5000万円積みますけど、今年度の補正で、そのような感じで、お金がまだ余裕があるんで、この際余裕がある内にそういう塩漬けのものはお金に換えておこうということです。

○委員長 他に質疑がないようでしたら、歳出の方はこれで終わります、歳入

に入ります。歳入は一括でお願いします。

○委員長 質疑がないようですので、こちら原案のとおり可決すべきということでご異議はございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第12号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 そろそろ1時間経ちますので、休憩に入りたいと思います。

休憩(11時05分～11時15分)

○委員長 では再開したいと思います。議案第13号、令和5年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第3回)の審議に入ります。

○委員長 質疑はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、こちら原案のとおり可決すべきということでご異議はございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第13号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて議案第14号、令和5年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第2回)の審議に入ります。

○委員長 質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、こちら原案のとおり可決すべきということでご異議はございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第14号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて議案第15号、令和5年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1回)の審議に入ります。

○委員長 質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議はございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第15号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 次に議案第16号、令和5年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)の審議に入ります。

○委員長 質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、こちら原案のとおり可決すべきということでご異議はございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第16号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて議案第17号、令和5年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3回)の審議に入ります。

○委員長 質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、こちら原案のとおり可決すべきということでご異議はございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第17号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 以上で補正予算関連の審議を終了いたします。

○委員長 続いて議案第18号、令和6年度阿武町一般会計予算の審議に入ります。

○委員長 質疑はございませんか。

○白松委員 55ページ、一般管理費、工事請負費の防犯外灯新設等工事22万円について、どこの新設を予定しているのか、説明をお願いします。

○副町長 この工事請負費につきましては、防犯外灯新設等工事ということで、予算を22万円ほど組まさせていただいております。主に役場が管理している防犯外灯の更新というか、LEDに更新したり、また必要な箇所があれば新設をするということで、1基あたり4万円で5基を目安に組んでおりますので、場所がど

ことかそういうものではありません。

参考までに今年度は、更新が5基で新設が2基で24万円、昨年度は、取替が5基で新設が1基で19万1000円であります。だいたいそのあたりを加味して、予算計上をさせていただいております。

○白松委員 だいたい防犯外灯というのは、町が管理しているのは、町内にどのくらいあるんですか。

○副町長 全部がですね、なかなか把握しきれないところもありますが、町内でだいたい410から420くらい外灯があるかと思います。そのうち町管理はだいたい120基、自治会管理が220基くらい、国が19基、漁協が47基、農協が2基、商工会が6基ということまでは把握しておりますが、その他の自治会等すべては把握しておりませんので、正確な数はわかりません。

○白松委員 57ページ、財産管理費、需用費、修繕料の163万9000円は、どこの修繕を予定しているのか。

○副町長 大きくは三つあります。一つは本庁の公用車の運行管理経費ということで、主には公用車の車検代が5台で36万円、公用車の法定点検整備代として3台で6万円、その他はこれまでの実績を加味して、公用車の修理代を15万円で、これが合計で57万円。その他財産管理でありますので、パソコンとかですねプリンター、ネットワークに関する修理代、こういうものがいろいろもろもろで36万9000円くらい、その他庁舎管理に係る通常の修繕料ということで、何が出るかわかりませんが、だいたいこれくらいはあるだろうというのがだいたい70万円くらい例年みておりますので、その合計額が163万9000円ということで、積み上げて予算を計上させていただいております。

○西村委員 61ページ、ふれあいセンター費、工事請負費の254万7000円ですが、エアコン工事以外がありますか。

○副町長 254万7000円は、ふれあいセンター2階の教養娯楽室のエアコン取替工事のみです。高いですね、64畳分くらいあってステージがあって、基本的には埋込型の冷暖房設備、空調設備が4基ありまして、そのうちの2基の修理ということで、今回見積を取りましてこの金額となっております。1基が機械だけで60万円、二つで120万円、その他断熱材とかですね、いろいろもろもろの取付経費等がかかりまして、諸経費と消費税を含めると254万7000円となります。実際の工事の際には、複数業者で見積もり、入札を行うこととなります。

○市原委員 65ページ、企画総務費、委託料、奈古駅乗車券類販売事業委託料216

万5000円ですが、昔聞いたかもしれませんが、内容を教えてください。

○まちづくり推進課長 昭和62年に国鉄が民営化してＪＲになったと思います。その後に奈古ステーションサービスということで、ＪＲの方から発券業務を受けて、その後その団体がなくなりましたので、今はシルバーの方に町が直接委託しております。若干の手数料をいただいております。

○議長 今の駅に関してですが、屋根の塗装はＪＲがするんですか。

○町長 屋根というか、全部ＪＲの持ち物です。本当にせつかくね、この駅だけではないけど、写真見たらこれ奈古駅かというのがいっぱいありますけど、同一の規格で造ったんだろうと思うんですよ当時、だからほとんど同じ設計というか、恰好が同じですよ。ただ確かに昭和モダンの、何かいい雰囲気と私も思っております。実はＪＲさんの方からお話がありまして、町が公益目的で使うのであれば、公益であれば無償譲渡という話があるんですよすでに現在、ちょっと躊躇してるというか、ちょっと迷ってるんですけど、もう6年も7年も前ですけど、そういう話があったんです。あそこをシルバーの拠点にしようとか、いろいろお話ししたんですけど、当時はですね、中に何か触っちゃいけないものが、通信系統とか、今はもうなくなりましたが、分岐を制御するものとか、プラットホームが二つありますから、それを分ける、ああいうものを制御するものとかですね、通信系で触ってはいけないものが、ブラックボックスみたいなものが中にあったんですよ、駅舎の中に事務所の一部として、だから、そのときは断念したんですよ。それを除けてくれるんだったら、シルバーの事務所を移転しようと思っております。シルバーは社協さんの一部を間借りしてるんで、それも気の毒なんで、シルバーの出張所の事務所を駅の中に入れて、今の高架の下に町のゴミ収集車を置いてますよね、そのところはシルバーのお客さんの駐車場とか、シルバーは草刈機とか道具がありますから、道具入れとかにしようと思って検討したけど、機器等があつて、これがあるとちょっとなかなか難しいなということで、当時は断念したんです。今こういうふうになって、一部だけを借りて、シルバーの人がそこでほとんど売れませんが、乗車券を売ったりですね、みかじめしてるような状況です。あれもですね、結構お金がいるんですけど、でも一つの町の中心で、萩は無人化してるところがありますけど、それで無人化そして奈古分校というのがあって、子どもたちがそこを通るのに無人化はどうかと、お金はかかりますよ毎日ですから、それもどうかと思って、気持ちとしては泣き泣き残してるんですよ。普通だったらもう多分無人だったあともないと思いますけど。で

も町の一つのステータスだなという気持ちがあって残してるんです。そういうふうな格好で、今、公益目的だったら無償譲渡しますという話もあるんですけど、今のこの問題と、確認しなきゃいけません、ブラックボックスは多分大丈夫という話がありましたから、これがもしなくなればですね、何かの事務所に使うという方法はあるかなと、せつかくであれば昭和レトロか大正レトロかしりませんが、昭和ですね間違いなく、そのときは、当然屋根も水色のトタンも塗り替えて、今はもう錆びて恰好悪いですけど、重々わかってますけど、今うちの持ち物でないものに、それだけうちのお金でやりますという話にはならんし、やるときは譲渡を受けるということで、こっちがいくらいてもですね、多分それはやってくれないと思います、JRさん厳しいと思うから、だから今のところちょっと様子見かなっていうふうな気持ちです。状況は毎日とおりますからよくわかります。ただ将来的には、そういうのに使うということについては、全然頭の中にはありますので、使えたらいいなぐらいの、ただ中に何が入るかということは、ちょっと今から考えてみたい、そんなところですよ。

○委員長 67ページ、定住奨励金を概要の方で見たんですけど、概要の方の説明が新婚生活支援の実額補助ですか、30歳以下世帯上限400万円と条件が書いてあるんですか。

○まちづくり推進課長 この結婚新生活応援補助金につきましては、国の事業であります。だんだん改正改良というか、制度というか要件が充実してるんですけど、最新のものにつきましては、結婚に伴う新生活を経済的に支援する国の取り組みでありまして、夫婦ともに39歳以下の新婚世帯かつ世帯所得が500万円未満の世帯が該当で、これにつきましては30万円の補助がございます。さらに夫婦ともに29歳以下の場合は、60万円の補助ということになっております。30万円60万円の対象経費につきましては、住宅の取得費、また住宅の賃借費用、引っ越しの費用、リフォームの費用となっております。

○町長 これは書き方がおかしい。これでは、まるまる補助というふうにとれず、額かず書いてないから上限が。

○池田委員 69ページ、企画振興費、負担金補助及び交付金、地域づくり団体活動支援事業補助金ですけど、これの詳細がわかりづらかったのもので、どういう方たちが対象で、どういう補助金の内容か説明をお願いします。

○まちづくり推進課長 すいません。ちょっと実はこれにつきましては、現在要綱の作成中、最終協議中であります。内容につきましては、地域課題の解決であ

りますとか、地域の活性化、伝統文化の伝承、地域資源の活用など、住民団体の主体的な地域作りやコミュニティ活動を支援しようとするもので、補助対象経費の1/2の補助で10万円を限度に、2団体というか2件の申請を予定して予算計上しております。具体的に対象と思われるものはですね、例えばですけども、あぶのべっぴん市とか、地域の女性団体が複数集まって友愛事業をしておられますけれども、そのようなことをイメージ想定をしております。

○米津委員 同じ項目なんですけども、べっぴん市なんかはかなり大掛かりな催しだと思うんですけど、例えば、自治会単位で何かこうボランティアを定期的に行っているところへ、地域の自治会の活性化のためにやっているとところへの補助も要綱に入るという可能性はあるんですか。

○まちづくり推進課長 ちょっと私も正確に承知しておりませんが、集落再生交付金みたいなことも地域活動に使えたように思っておりますが、もう少しちょっと規模を広げた形で想定をしております。

○米津委員 今、釜屋でお喋りサロンというのをやっているんですけど、自治会からも補助を受けてなくて、できるだけということで受けてるんですけども、みなさんボランティアで無償でやって、地域のお年寄りのために、元気に認知症を防ぐとか、そういう想いで月4回もう1年半ぐらいになりますけれども、こういうところにもある程度補助があるのかというのがちょっと知りたいんですけど。

○まちづくり推進課長 今、米津委員のご発言を聞きますと、認知症予防とかですね、その目的に絞ったものが具体的にどういう支援があるのかどうかはちょっとわかりませんが、そちらの方での対応になるのではないかと思います。

○町長 さっきいった集落再生交付金、あれもメニュー化しているものと、メニュー化していないものの中に特認事業というのがもちろんありますので、そこはよく担当課と協議していただいて、いろんなところでいろんな活動をしてらっしゃるんで、例えば仲良しグループが集まってですね、お茶会やりますから補助してくださいという、ちょっと待ってくださいとなりますけど、ざっくりいったら公益的なですね、そういうものであれば集落再生交付金が一番適しているのかなというふうに思うし、また、それぞれの内容によって判断が変わってくるかな、それと対象者、1番メインは目的ですけど、実際どういった方がどういう活動されるかによって、集落再生交付金が適用できるのかできないのか、それはただのみなさんの集まりでしょっていうのもあるかもしれないし、そこは微妙なところですから、個々具体的にはまず総務課の方へ相談してください。その中で、い

ろんなとこでいろんな仲良しグループ、サロンとかもやってるところもあるし、どうなのかが、今までやってきたのに対して、町がどれだけ手助けしてきたかっていうのを判断したらいいと思います。

○米津委員 今のところ、民生委員の方が中心になって担っていただいて、自治会長として私も加わってるんですけども、どんなもんかというのは、この前、Y A BのJチャンネルの番組の方が取材にこられて、まだはっきりしてないんですけども、20日か21日に放送するということなんで、ぜひまたご覧になっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○上村委員 すみません、ちょっと要綱ができてないっていうところで、べっぴん市みたいに、1回の大きなイベントっていうイメージなのか、それとも、米津委員がされているような通年の活動で年間10万円というイメージなのかとか、1回につき20万円費用がかかったうちの10万円というイメージなのか、その通年で使えるものなのか、その1回とかいうイメージなのかっていうところだけ、ちょっと伺いたいんですが。

○まちづくり推進課長 今の時点では年1回というふうなことで想定をしておりますし、すぐさまはできないと思ってますけど、各地区のふるさと祭りのようなこともですね、この中で今後考えていけたらなと思っているところでございます。

○市原委員 質問事項の一覧表にあるように、わずか7人しかいない中で5人がここに、この20万円に興味を持ったっていうのは、いかにこういうのに関心があるかっていうことで、しっかり内容を作っていただいて、住民の方は、おそらくこういったことをしようとして、何か提案型の何かしたいんですよっていう沸々とした何かを持っていて、それを少しずつでも何か感じていて、そういったところではないかなと思うので、住民にとって使いやすい、それによってまた地域も潤っていくというふうな仕組みが認められれば、どんどんそういったところに補助的なものを出せるような形というのは求められているんじゃないかなとも感じますので、しっかり検討していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○池田委員 いろいろ話を聞いた中でですね、いろんな形の補助金が出てて、住民にとってすごいわかりづらい状況、それについてはこっちの補助金じゃないかっていう部分と、町長が説明されたような感じのことがありますので、この補助金についてはこういうものだよという、わかりやすくできたり、また住民に示したり、例えば受付の窓口をちゃんと作って、団体を認可するとかいった形で、住

民にとって、使いやすい、わかりやすい状況を作っていただければなと思いました。

○上村委員 69ページ内に、以前は、阿武町未来を担う人材育成事業負担金というのがあったと思うんですけど、これは子どもたちが留学するという制度でしたかね、今回その項目がなくなっているんですけど、これは他の町と一緒にやる事業だったと思うんですけども、一緒にやる事業自体がなくなってしまったのかっていうところでちょっと説明をお願いします。

○まちづくり推進課長 上村委員おっしゃるように、以前町村会、音頭取りは周防大島町で、それに和木町、阿武町、6つあるうちの三つの町が共同ですね、当初はフィリピンのセブ島というリゾート地でありますけれども、2週間の語学留学ということで行って参りました。またその間コロナもあってですね、ちょっとできなかったのはあるんですけども、周防大島が音頭取りという中で、ハワイと縁があって、ハワイでどうでしょうかということでお話があったんですけど、あまりにもちょっと高額ですね、1人100万円とかいう高額になってですね、それに対して、効果に対していかがかということがありまして、今回ちょっと見送ったところでございます。ちなみに、周防大島はされるようですけども、阿武町としては見送りをさせていただいて、和木もちょっと最終的なことはすいません聞いておりませんが、阿武町さんどうされますかっていうことで問い合わせがありました。

○町長 今いうように、以前から語学留学とかもやる、また高校生あたりも励みみたいなものということではじめたんですけど、その時はセブ島だったんで、わりに安く全体経費で50万円くらいで、そのときは3/4補助でしたが、もともとは、その昔に阿武町の人材育成何とか事業というのがあってですね、それで同じようなことをやりよったんですけど、そののちょっと変形版で、子どもたちに語学留学とかしてもらって、励みの一つにも含めてやってもらおうってということで、総事業費が50万円くらいで済んでたんですけど、ここにきてハワイだというふうなことが決まってですね、100万円単位で全然倍以上の話になって、それを本当に数人で、数人しか行かないんですけど、1人について、前の3/4だったら太いもので、75万円払わないといけない。75万円を一人のために支出するかと、それは町民全体の中でご理解が得られるのかなっていうふうなことであります。ただ周防大島は、もともと移民がハワイにいっぱい行っていっちゃって、今でも周防大島は、ハワイの何とか島と姉妹提携していて、毎年町長も行くし、これは県

議会の柳井議長なんかも行かれるし、知事も行かれるわけです毎年そのご縁で、周防大島の関係で、昔から移民が何千人という感じでハワイに行ってますから、すごく密接な関係がある、だからハワイも姉妹提携も結んでる。

ただうちの場合はですね、ハワイはわかりませんが、多分いらっしゃらないと思うし、ブラジルは何人いらっしゃいますけど、そういうふうな状況の中でですね、語学留学、割り切ってしまうとそれまでのものですけど、額が額なんで、もう100万円単位で、募集したらいらっしゃるかもしれないけども、それはごくごく一部の人で、それだけの負担ができるってなると、逆にいったらですね、言葉悪いですけど、裕福な人になおさら利便を与えるようなことについては、ちょっと税金使ってやるにはちょっと額が太すぎるんじゃないかなという議論で、今の形でやるのであればちょっと見送ろうと、周防大島さんは別の関係があるから、それはやられればいいけど、うちが町単独でセブ島やりますかという、それは無理です実際問題、引率もいりますしね、そういうことなんで、この事業は今のような形であれば、もうやめようという判断でやめたわけです。

○市原委員 73ページ、まち・ひと・しごと創生特別事業費、負担金補助及び交付金、移住支援金ということで、東京23区から移住される云々という説明があったと思います。私も東京で就職しているときがありますけれども、阿武町を知るかというとなかなか知る機会もないという部分もあって、何か発信しない限り、そういった人っていうのはいないかなと思うんで、話がかりとかがあったり、こういった工夫した発信をしますよというふうなお話があればお伺いしたい。

○まちづくり推進課長 このことにつきましては、東京23区という大都市圏に限定してですね、さらに、こちらの受け入れの方も、企業が登録しないといけないんです。今、吉岡土建さんと阿武建設さんと、ナベルさんとか声かけるんですけどなかなかなんですけれども、それとのマッチングがあつてはじめてということで、これまで実績がこの制度を使ってはございません。今後はですね、今回ちょっと新たに予算計上させていただいて、後ほど質問があるかもしれませんが、企業の求人サポート事業等とですね、あわせて推進してまいりたいと思いますし、マッチングということを除けたらですね、首都圏から誰がとはいいません、どなたがとはいいませんけど、相当数の数が首都圏、関東圏からはきていただいているのが現状です。国の制度ですね。

○西村委員 81ページ、社会福祉総務費、工事請負費、ひだまりの里改修工事130万9000円、これは玄関部分のみですか。

○健康福祉課長 これはですね、ひだまりの里のデイサービスの入口、それから、お隣のグループホームの入口を結ぶコンクリートのですね、アプローチがあるかと思います。そこのですねコンクリートが浮いてしまって、中にはひび割れたり、角が落ちたりしているところがありまして、先日といいますか、1月ぐらいに行ったときにですね、私自身がつまずいたりもしました。それで聞いてみますとですね、結構以前から割れたりしてまして、車いす等の方もですね、なかなか難しいということをお聞きしましたので、その部分のみをですね、今回改修しようと思います。ただちょっとそれに伴ってですね、そのアプローチに沿って、柱にフットライトがございます。そのフットライトは全然使っていないような状況だということですので、そのフットライトについてはもう撤去するということで、工事の中に含めております。

○白松委員 83ページ、社会福祉総務費、扶助費、行路困窮者一時保護援助費、8000円と、行路病人・死亡人取扱費、16万5000円について、説明をお願いします。

○健康福祉課長 まず最初の方の、行路困窮者一時保護援助費なんですが、まずですね行路困窮者とは、行路中において、盗難、紛失、災害等の理由により行路に要する費用に困窮しているものとございます。要はですね、お金がなくてですね、移動しておられる方がたまに、特にこの国道沿いなんか自転車乗ったり、自転車で移動されてたりですね、歩いて移動されておられる方を見られたことがあるんじゃないかなと思いますが、こうした方々がですね、お金がないから、旅費の一部を支援してもらえないかということで、役場にこられましたら、次の駅、次の駅というのが奈古から宇田郷ということではなくて、阿武町から次の萩市の駅までの旅費の一部ということで、500円ほど差し上げるようになっております。そうした方への費用です。ちなみに令和5年度ではですね、実績は1件です。以前はもっとおられたんですが、最近やっぱり減ってですね、本年度は1件ということになっております。

それから、行路病人・死亡人取扱費についてですが、行路病人・死亡人とはですね、これは身寄りが判明せず、引き取り手のいない病人や死者のことということになります。そうした方が阿武町内で死亡されておられたりですね、病院に運ばれたりした場合は、町がその費用を負担するものでございます。

例えば今年ですね、道の駅の駐車場で、車の中で死亡されておられた方がいらっしゃいます。ご存じの方もいらっしゃると思うんですが、この方ですね、家族は判明したんですが、引き取る意思がございませんでした。そうした場合にこ

の予算を使ってですね、町の方で火葬を行い、お寺の方で供養してもらっております。それ以外によくあるのがですね、海岸に流れ着いた遺体、そういったものもですね、なかなか判明しませんので、そういったものもですね、自治体が処理することになっております。これも令和5年度では、先ほどいいました道の駅の1件です。

○委員長 昼の休憩に入りたいと思います。再開は1時からしたいと思いますので、よろしくお願いします。

休憩(12時00分～13時00分)

○委員長 では、お揃いではじめたいと思います。

○委員長 83ページ、社会福祉総務費、負担金補助及び交付金、介護職員等研修受講料助成金について、詳しい内容を教えてください。

○健康福祉課長 これにつきましては、当初予算の概要の19ページ、こちらをちょっと見ていただきますでしょうか。こちらの方に新規事業ということで、掲載をさせていただいておりますが、これはですね町内の介護施設、具体的には阿武福祉会になるわけなんですけど、こちらのですね、介護職員がかなり不足しております。それをいくらかでも町の方としましても支援しようというもので、この事業を検討いたしました。対象は阿武福祉会で、阿武福祉会といいますか、町内の介護事業所で介護職として勤務をしている方、または勤務される予定のある方で、研修後ですね、町内の事業所で2年以上勤務をする意思のある方というふうにしております。内容なんですけど、ここにございますように、介護職員初任者研修に係る経費、これについては100%で上限を5万円にしております。これはですね、昔でいえばヘルパー2級にあたるような資格になります。それから、介護福祉士実務者研修に係る経費、これも補助率100%で上限額は8万円にしております。これは介護を2年経験したら取れる資格ということで、昔でいえばこれはヘルパーの1級に相当するものじゃないかなと思います。それからその下になりますが、介護福祉士国家試験に係る受講費ということで、これは受験料になるんですが、これも補助率100%で上限額1万5000円ということで予定をしております。施設の方で働く際にはですね、パートパートによってはそれなりの資格、この資格がないとつけないというところもあるんですが、普通ちょっとした介護等であればですね、まず最初に入っていて、それから資格をとるということでも遅くは

ありませんので、そういった方々に対して資格をどんどんとっていただいて、長く町内で働いていただこうということで、やろうと思っております。

○委員長 続けて聞いてもいいですか、施策のページでパートナーシップ宣言がありますが、想定している件数とか、具体的に決まったりするんですか。

○健康福祉課長 これちょっとせつかくですので、制度そのものもちょっとご紹介をさせていただきます。今回資料をつけておりますが、そもそもパートナーシップ制度というのはですね、同性同士の婚姻が法的に認められていないこの日本でですね、自治体が独自にLGBTQカップルに対して、結婚に相当する関係とする証明書を発行し、さまざまなサービスや社会的配慮を受けやすくする制度でございます。本町におきましても、誰もが自分らしく暮らせることができる人権尊重のまちづくりを目指しており、今回この制度を導入するものです。ちょっとチラシの下で青色で囲ってあるところを見ていただいたらと思うんですが、まず制度が利用できる方、これにつきましては、お二人とも成人であるというのが第一条件です。今成人18歳以上ですので、お二人とも18歳以上であること。それから、少なくとも一方の方がですね、町民でいらっしゃるかつ同居予定という転入を予定されている方ということになります。当然双方に配偶者がいない、それから、他の地区で宣誓をした方がパートナーがいらっしゃらない。それから、民法で定められている近親者でない、こういった方を対象にしております。

必要書類としましては、宣誓書それから住民票、戸籍、本人確認書類を持ってきたりして、審査をしまして、それに対してここにありますパートナーシップ宣誓受領カードという証明書のようなものになりますが、こちらを町の方で発行させていただくことになります。

一番はですね、一番右側のこの証明書を貰ったらどうなるのか、サービス部分ですね、どういったことが有利になってくるかということで、公的サービスにつきましては、町営住宅の申し込み等で、町営住宅というのは基本家族でないと入れないんですが、家族とみなして入居できる。それからですね、窓口の手続き等についてもですね、家族であれば委任状がいらなかったりするところですね、本来なら委任状を持ってきたらもらわないといけないんですけど、この証明書を提示すれば委任状は不要だよとか、そういったことが考えられると思います。

それから、その下にあります民間の方のサービスなんですが、ここにいくつか考えられる例を挙げております。住宅同様ですね、不動産契約をするときに夫婦としてみなしてもらおうとか、金融の住宅ローンを組むときにパートナー同士の所

得とかを参考に借入ができる。それから医療面では、入院するときにですね、結構家族の署名が要りますよということもあるかと思いますが、そういったときにはパートナーとして署名ができる。それから生命保険の受け取りということですが、これは一部の保険会社で、そういったパートナーを受取人に指定ができるようになっておるようです。それから航空券のマイルですね、このマイルをわけ合えるとか、それから通信の方では家族割があるかと思いますが。そういった家族割もですね、一部のNTTドコモさんとかはですね、認めておられますので、そういったサービスも受けられるんじゃないかなと思っております。

ただですね、どうしてもこれは証明書ということで、相続、実際の相続ということになりますとまた話は別ですので、パートナーシップ宣言をして、今それを認めたからといってですね、普通のご夫婦のように相続ができるということにはなりませんので、そこだけはちょっと気をつけていただけたらと思います。

それで件数はですね、これ特に住民の方から要望があるわけではございませんので、これを開始しますよといって、何件あるかというのは正直わかりません。ただ費用としてはですね、10件程度あっても対応できるような予算になっております。

○池田委員 89ページ、児童福祉総務費、委託料、児童手当法改正対応システム改修委託料について、これに関連してですけど、どのような形で変わったかという説明をしていただければと思います。

○健康福祉課長 これもちょっと資料をつけております。これまだ改正が正式に決まったわけではございませんので、案ということでお含みおきください。

まず金額についてはですね、ここにありますように、0から2歳が現状では1万5000円、それから3歳から小学生が1万円、中学生についても1万円、それから高校生については児童手当はございません。それをですね、この10月からの予定ですが、金額はそれぞれ同じなんですけど、0歳から中学生までですね、第3子以降、これ3歳から小学生までは、今まで1万5000円でした。3子以降は5000円ほど多いという格好だったんですが、もう子ども0歳から高校生までの第3子以降は3万円に増えます。それから高校生も今までなかったものですね、高校生についても1万円ということに変わるようです。

それから、今まで児童福祉手当は4ヶ月に1回支給だったものが、2ヶ月に1回になるということらしいです。その辺を加味して、今回当初予算の方で組まさせていただきます。

○白松委員 93ページ、保健衛生総務費、委託料、診療施設等設計委託料、診療施設等敷地測量設計委託料、診療施設等整備コンサル業務委託料について、だいたいどのあたりというか、計画全般について説明をしていただければと思います。

○健康福祉課長 まず最初に場所についてなんですが、これは斎藤医院がございます、この周辺がベストではないかなというふうに思っております。そうなるんですね、一番はちょっと山口銀行がですね隣にございますので、そことの兼ね合いで、山銀の店舗はもちろんです、山銀のお隣に駐車場で山銀さんが借りておられる土地も譲ってもらわなければいけないなということで、現在、山口銀行とも協議を進めておるところです。それから、その後に斎藤委員の駐車場があるかと思っています。そちらの方もですね、譲っていただきたいと思っておりますし、施設の規模によってはですね、その後に現在果樹が植えてある土地があります畑が。それからもっと後の方まで行くと、畑になっている土地があるかと思っています。これは今からですね、どういった施設を作るかという協議をしていく中で、どこまで買収するかということで決まってくるんじゃないかなと思っております。とにかく場所については、今ある斎藤医院さんの周辺で検討をしております。

今の斎藤医院につきましてはですね、まずできれば山銀さんのあたりに建物を作ってですね、作った後にですね、斎藤先生からはもう医院の方は町の方へ譲ってもいいということを聞いておりますので、解体して、そこを駐車場の敷地にとりいうふうに考えております。

それから来年度の予算なんですが、来年度は建物ですね、詳細設計、これからどういった複合施設にしていくかという詰めをしないといけないんですが、その辺が決まった時点です、すぐ設計の方に切り掛かりたいなというふうに思っております。それから、それと並行しまして敷地のですね測量設計、場合によっては埋め立て等も必要になる箇所もあるかと思っておりますので、その辺も含めて測量設計の方をしていきたいと思っております。

それから、どういった施設をつくるかという話の中でですね、医療機関でもあって、例えば診療所を作る際に、どういった動線が必要になってくるのかとか、中に入れる医療機器ですね、そういったものについては、ちょっと私どもも素人でなかなかわかりませんので、その辺はコンサルということでですね、今阿武町の方に、ずっと以前から山口大学の先生がきて、いろいろな健康教室や予防教室等をやっておられます。そちらの方にちょっとお手伝いをいただいて、新しい医療機関がですね、地域医療を今後どういった格好でやっていくのがいいのかとい

うところまで含めてですね、コンサルでご相談し指導を仰ごうかなというふうに思っております。その三つの委託料を、今年度当初で計上させてもらっているところですよ。

○白松委員 山銀の店舗はそのまま、その周辺ですか。

○健康福祉課長 ですから山銀の店舗はですね、譲っていただくかなというふうに考えております。

○町長 同じことをいうようですけど、まず場所の問題をですね、検討いろいろしました。その中でお医者さんだけの問題ではなしに、やっぱりワンストップで済む、サンマートさんいらっしゃいますよね、やっぱりここへきたときに買い物もできる、ワンストップではなくちょっとあるけども、昔の谷旅館のところだと面積が足りないんで、近回りでワンストップで済むとするならば、今のところの周辺しか考えにくいなと、道の駅の辺にもという話もなかったわけではなかったんですけど、ちょっとみなさんそれじゃ多分納得しないと思われまして、やっぱり中心的なところ、そして薬局にも近いし、買い物が一発で済む、あるいは役場に用があってもちょっとした距離で行けるような格好となれば、今のところがベストかなというふうに思います。

もう一つは、斎藤医院さんと重複しなきゃ、はいやめました、いつ作りますかみたいな世界じゃダメなんで、作りよる最中も完成するまでは斎藤さんに営業してもらわないといけないということでもありますから、当然のこと、医療がなくなるということにはいきませんから、営業を重複するんじゃなくて、建設が完了するまでは何とか斎藤先生に頑張っていただくということ。そうすると、やっぱりあそこの辺がいいだろうということで、ただど真ん中に山銀さんが店舗構えていらっしゃいますし駐車場もあります。ですから、これはもうどうしても、あそこを置いたままで設計はできないと思いますので、山銀さんには立ち退いていただく、ですがどこか行ってくださいっていう話になりませんから、もちろん向こうと今から交渉になりますけれども、多分同じような場所に店舗を作りたいとおっしゃるでしょうから、それがどういう形になるか、まだ細かいところまで詰めているわけでもないけども、私があえて複合施設っていうのは、今時いろいろあります、役場の庁舎の中に銀行さんが入っておる、あるいは郵便局が入ってるものもあります。コンビニが入っているものもあります。そういったものも一つの選択肢の中でやれば、山銀さんにも迷惑かからないのかなというふうなこと、山銀さんもあそこは多分一等地と思っていらっしゃると思うんで、じゃあ道の駅の方へ

行きますかっていったって、ちょっと待ってくださいと多分いわれると思いますから、やっぱり今からの話ではありますけども、やっぱり医院だけを中央診療所だけを作るだけじゃやっぱりダメだというふうに思いますから、そこはワンストップ、あるいは例えば社協の業務の一部で、そこへきたら福祉関係の何か業務が一部がやれるとか、相談に応じることができるとかですね、いろいろ医療だけじゃない部分も含めて、ワンストップでできるようにやりたいというのが私の想いです。それについては、山口大学さんとも事前にお話をしているのは、地域のこの過疎地の周辺部の医療の中で、大変どこも厳しいわけではありますが、ちゃんと大学と連携してやれば、モデル的なものができるんじゃないかな、それも将来がずっと続いていくようなことができる医療の拠点をつくるということです。そのための今大事なポイントは、この一番下の120万円なんです。今からのそういった医療の形を形作っていただくのは我々ではできません。受け手側の大学の方ともきっちり話あいながら、調整とりながらやっていかないと、今からの地域医療のあり方というのを含めて、今からここでそれを体現しようと、モデルを作っていこうという考え方があります。

実は、先般ちょっと機会がありまして、山口大学の医学部の医学部長さんとお話することがありました。そしてまた、附属病院の院長さん、そして副院長とも一緒になって話しする機会がありまして、いろいろと町の医療のこと、そして私の考え方についてお話をしたところ、協力するからと何かすごくノリノリで話をしていただいたんで、しっかりと協力をしていただけるということは確信をしました。ですから、今からの話ではありますけれども、ただ診療所をここに設けたんじゃないしに、夢の持てるような医療体制、将来の継続が担保できて、私としてはここに若い医師がですね、ある意味一つの研修の場として、地域医療、大学での専門的な医療でいろんなゴッドハンドとかいうてですね、そういう医療も必要でしょうけれども、やっぱり地域の人たちに喜ばれる地域医療、そういうのを望む若い医師もいらっしゃるんですよ。地域と一体となって、みなさんに喜んでいただける医療を提供すること、それを自分の喜びとしたいという思いの若い医師もいらっしゃるから、そういった医師の方にぜひ手を挙げていただいて、もちろん大学から派遣していただくわけですから、大学ももちろん協力はこの前ちゃんと約束していただきましたから、全面的に協力するという話もいただきましたので、協力していただきながら、若手医師がここを地域医療の体現の場の登竜門としてここでやっていく、何かそんなことを半分くらい夢見てですね、ただ

大事なことは、まずしなきゃいけないことはですね、診療科目を何にするかと目先のことをいえば、例えば内科と整形外科、そこまでやったらリハビリをどうするかという話になりますよね。先生との話の中で、付属病院の副院長なんかは、なんかあれもおきましょう、これもおきましょうみたいな話もされるけど、それはちょっと本当かなと思うところがあるんですけど、でも週に1回、例えば耳鼻科とか眼科とか、できるかどうかわかりませんよ、これは夢の話ですけど、週に1回は耳鼻科をやる、何曜日は通常の診療とは別に、この部屋では耳鼻科をやる、この日には眼科があると、これは半分夢ですけど、そういったふうなこともまんざら本当に全て夢ではないというような気持ちも、この前の話を聞くとありましたから、それはそれとして、今からまず診療科目を決めていく、それで特に大事なのはリハビリとかやるとなると、建物の設計図が全く違うものになりますから、1フロア増えますからね、それとあと一緒に複合的に入れるのを、例えばですよ、話はまとまってるわけじゃないけども、例えば山銀さんが一角に入るとか、いろいろそういうふうに複合的な、一部ではみなさんの健康相談であったり、いろいろな相談ができるような社協の一部が持っているような機能もこっちに入ったり、いろいろですから、これはしっかりまた120万円を含め、そして我々がそれを議論していく中できっちり決めていく、まずこれが第一、これが決まらんと、建物の大きさも決まらんし、どこまで買収しますかってことも、大きな話になれば後まで、こちらの畑のどこまで買収しなければならぬかもしれないかもしれませんし、例えばリハビリとかしないということになれば、全然大きさがちがうからですね、ということですね、今からしっかりとこの120万のどこ、敷地の測量はとりあえずしないと話になりませんからしますけど、一番大事なところ120万円のところです。ここでしっかり話をして、どういうものを作っていくのかっていうこと、そして、この中では、医師の派遣体制もしっかり議論した中で、継続的に続くような診療所、中央診療センターなんかどうかはわかりませんが、そういったものをつくるというふうなことで、この度は大きな予算ですけども、立てさせていただいたということです。

○市原委員 今の件ですね、先般の住民説明会の中で十分説明をされまして、町長もその後の状況まで少し踏み込んだ具体的な説明もあったと思います。先進地的なモデルになるというのは、本当にめざしてほしいなと思います。

そんな中で若干触れられておりましたけれども、遠隔医療とか、薬がもらえるシステムみたいなこともいわれてましたし、政井先生については、できれば5年

ぐらいはという確約ではなかったですけども、そういう話もありました。福賀診療所と並行して一時期でもあるっていう可能性はあったりするんですか。

○町長 今からなんぼ頑張ってもですね、少なくとも令和6年度中には今の全体設計ができたらいい方と思うんです。それからものを崩したり、斎藤医院は稼働していただいて、それが今の建物を全くそのまま置いたままで稼働するのか、一部診療分だけ残して、例えば半分ぐらい使って半分はもう取り壊してやるのか、それともよそなんかでありますけど、診療部分だけをプレハブか何かで作ってやるという方法もある。どっちにしたって、開業をやめて開業を待つという話にはなりませんから、バトンタッチをするようになる。

そうした中で、今からの先端医療の話の中で、遠隔医療も含めてですけど、こういった形ができるかわかりませんが、例えば、福賀の方々がその先端医療で、3年後に何かの形で直接この診療所と話ができるような形になったときに、福賀の診療所残したらそれは食い合いですよ、患者の取り合いになります。ですから説明の時に、ことによったら早まる可能性がありますよね、そういう含みを込めていってるんですけど、それはずっとあれば両方あればいいんでしょうけど、それはお客さん1人ですから、これこっちが食べるかこっちが食べるか、そんな変な話になりますから、やっぱりそこは最終的には調整します。でも、私の方としては、地域の人たちが最低限薬が遠隔医療かなんかで、今できるようになってますよね、遠隔医療で診療したら、処方箋が書けるようになってるんですよ実際に見なくても、ですから、そういうことであれば、それで処方箋を出していただいて、これはこれまた夢の話ですが、薬局さんに配達してもらおうとか、これはとかですよ、あくまでも、そういう新しい仕組みを作っていきたいというのが、ちょっと福賀診療所の絡みがあって、ダブルでやるっていうのはですね、さすがに難しいんで、そこのところは、早まるとかいうことはありうるかなとは思いますが。でもみなさんにとってみて、それが大きなマイナスにはもちろんなっちゃいけないんで、できるだけ努力はするということです。

○市原委員 99ページ、保健事業費、扶助費、予防接種等償還払金について、带状疱疹予防っていうのは、ある意味では、このあたりでは先進的な事業だと思いますが、ワクチン接種された方、あるいは問い合わせ等、また周囲の好評な話もあったのかなと思いますので、ちょっとお伺いしたいと思います。

○健康福祉課長 まず最初に実績だけ先に申し上げておきます。現時点で27件の接種がございました。問い合わせ等についてなんですが、当然住民の方はもちろ

ん、結構先駆けてやったということもあってですね、他市町村からの問い合わせが多くございました。ちょうど去年の4月ぐらいからですね、テレビとかですね、みなさんも見られたかと思いますが、ちょうどなんかいいタイミングでCMが流れてたんですよね。その関係もあってですね、やっぱりみなさんの方の関心も高かったし、結構もう4月のスタートした時点からですね、接種を受けたいという方もいらっしゃってですねこの件数になっております。

とにかく带状疱疹は発症するとですね、かなりひどい痛みを伴ってですね、中にはそれがもう何年間も続くというような方もいらっしゃるようです。そうした中で、ワクチンがですね8000円から高いもので2万円、2万円の分については2回打たないと効果がないんで、これはその方が持病を持っておられたり、例えばリウマチ等あったりするとですね、高い方のワクチンを打たないといけないので、そういった高いところに対して、半額を補助するということでですね、お得感もあったんじゃないかなということで、みなさんによかったといってもらっているところです。

○池田委員 103ページ、労働諸費、負担金補助及び交付金、シルバー人材センターの関連で、なかなか登録者数がないとかですね、登録していても仕事はどうとかいろいろ聞くんですけど、今の登録者数と仕事の内容的なものはどういう感じが教えてほしいと思います。

○まちづくり推進課長 萩広域シルバー人材センターということで、萩市と共同でやっておりますけれども、阿武町の会員数は53人と聞いております。ちなみに萩市は415人で合わせて468人です。仕事内容ですけれども、役場本庁、支所の宿日直、公共施設の清掃、先ほどありましたけど奈古駅の管理、民間事業では庭木の剪定等、あと車両の運転等が主な仕事内容となっております。

○池田委員 登録者数っていうのは、過去数年での変化的なものはわかりますか。

○まちづくり推進課長 59歳以上60歳ですから、59歳以上が登録がありますけれども、数としては減っておりますし、仕事も減っておりますし、なかなか一方で、こちらがお願いしたい仕事に対してですね、なかなかみなさんお元気であったりいろんな仕事を持って、引く手あまたのような状況の中で、まだ現役で活躍してらっしゃりもするので、若干ミスマッチがあるんじゃないかということは思っております。

○米津委員 105ページ、農業政策費、工事請負費、キウイフルーツモデル園地果樹棚新設工事ですが、工事費となっているので法人への補助ではないんですね、

町が主体となってやる工事で、国が55%と町が45%の割合でしたけれども、結局法人が借りるということなんですか。

○農林水産課長 キウイの果樹棚でございますけれども、今米津委員さんおっしゃいましたように、この果樹棚の工事、農地耕作条件改善事業という事業でやるんですけれども、この中にはですねハード事業といたしまして、農業用の用排水路、これは圃場整備区域外の外の水路の整備です。それともう一つが営農環境整備支援ということで、これはキウイフルーツの暴風ネットの整備、これは県営の工事としてやります。もう一つが今の果樹棚ですけど、これはですね、ソフト部分に当たるということで、県が扱っておりまして、県はこのソフト部分は県営としては工事はしない、阿武町さん団体営で発注してくださいねということで聞いております。これにつきましては、今おっしゃったように、工事として町が発注いたします。補助といたしましては、国が55%地元の負担金として45%を補助残として負担しなきゃいけないんですが、果樹はですね、新植してから実がなるまで、未収穫期間、未収益期間というのが結構ありまして、キウイは割と短いんですが、最低でも3年は未収益期間があります。そして成木になるといわれるのが、やっぱり7年から10年かかるといわれておりまして、やはりですね、経営のシミュレーションをやってみますと、今の段階ではですね、定植から5年間は赤字経営ということになります。その間にですね、キウイファームさんここをお貸ししますので45%、未収益だけど工事の負担金をお願いしますねっていわれても、全て借金で対応されるようになりますので、今キウイファームさんとお約束しておりますのは、定植して10年以上経ったときに、成木となりますので、正規な収益が売り上げが上がるようになってからですね、利用料として10年間ぐらいで、今考えておりますのは45%の半額程度、これをですね、10年くらいかけて利用料として負担いただけませんかというような話をさせていただいてます。当然果樹棚につきましては、当面町の物になりますので、監理契約の形でですね、キウイファームさんにお貸しする、そうなるかと思います。

○米津委員 今管理契約とおっしゃったんですけど、そしたら主体的に法人が経営するんじゃないなくて、作業を任されるだけというふうな形になるんですか、当分の間は。苗木の購入なんかもかなりかかるんじゃないかなと思っていますが。

○農林水産課長 今管理契約といいましたのは、あくまでも果樹棚です。面的な工事そのものは、地元負担ゼロの事業でできておりますので、別の事業といたしまして、苗木の購入代とかいうお話もございましたが、これは果樹のですね新植

に対する補助がございまして、果樹経営安定化事業というのが農協関係の事業でございまして、それを適用しますと苗木代は100%出ます。それから以後の植えて5年間までのですね、管理費用もその補助で賄えるようにできるようになっておりますので、当面のですね苗木を植えて管理する部分、苗木代と資材費、肥料とかそういったものは今出るような形で進めようとしております。

○市原委員 107ページ、畜産業費、負担金補助及び交付金、無角和牛ブランド化推進事業補助金について、概要の方には1631万円と書いてあります。中身を読まさせていただきますと、プロジェクトマネージャーの活動経費だったりとか、支援員の活動費、あるいは集落支援員の活動費となっておりますが、このブランド化推進事業補助金の中身というのはどういった内容でしょうか。

○農林水産課長 先ほどですね、西台の展望台のところで、町長が相当ブランド化の話をしていただけたかと思いますが、無角和牛ですけれども、県内で200頭程度、その75%が阿武町にあります。今の肥育の仕方っていうのはですね、牛舎の中でエサを与えて飼っている肥育させているということで、特別変わったやり方をしてるわけでもなんでもなくて、無角和牛って脂肪交雑がない赤身の肉ですよ、ということなんですけど、今後ですね、このブランド化に向けて何をしようかっていうことになった時に、町長が先ほどいわれたように、放牧肥育、これは理事会のご承認もいただかなければいけないんですけど、せっかく今地域内循環というものをですね、阿武町で提唱してやりかけている中で、無角和牛もやっぱり、あれだけ西台・東台広いところがあるんであれば、まずは肥育に対して放牧、自然に生える草とか、牧草も植えてもいいんですけど、そういったもので育てた健康な牛をですね、提供するのも一つのブランド化じゃないかと考えております。そういったものは、肉屋さんにはですね、牛舎替えをした飼料を与えた牛でないと、脂の色が脂肪の色が黄色くなるということで、嫌われるんですね。ですから、牛舎替えをした牛についてはですね、今までどおりの流通経路を確保して、例えば先ほどからいってまずけど、放牧肥育をする牛についてはですね、今渡辺さんがいろいろ手を尽くしておられますけど、レストランのシェフとかがですね、黄色い脂の肉、こっちの方が味わいがあるっていう意見なんです。ですから、そういうふうな出荷の仕方、区別したやり方をして、この肥育された牛は、放牧されて飼った肥育牛ですよ、そういった自然のものを十分食べたブランド化した牛なんですよということですね、そういった出荷もしたいなと、そういったことに関してですね、先進事例を視察したり研究したり、それから専門家にきていた

だいて、この草地をこうしたらいいですよとか、うちはこうしてますよっていうようなですね、そういった教示をいただけるようなですね経費として、渡辺さんがあっち行ったりこっち行ったり、学習に行く経費としてですね、この100万円を利用させていただいたらということです。

○町長 ちょっと補足いたしますと、基本的な考え方ですね、無角和種は無角和種振興公社という別の組織がありますよね。本来はそこでやっていくのが本筋で、公社についてはさっきいったように、県とか経済連とか、阿武町、旧郡部、旧郡部ということは、その部分は萩市さんが大口になるんですけれども束ねていらっしゃるって、株主としてはですね、株じゃないけども、出資者としては、その中で県も入れ経済連も入れ、旧郡部要するに萩市、阿武町、山口市の一部でみんな運営してるんですよ。ただ実際にこれを動かしてるのは阿武町です。実態は、阿武町と県の家保、昔でいう家畜保健衛生所今の畜産部です。そして県の畜産部と阿武町が協力しあって、無角和種を何とかしたいと、無角和種振興公社の使命は、無角和種はみんなのものですから、萩市も含めて、山口市阿東町も含めてみんなのものだから、無角和種振興公社として無角和種を振興したいという考え方です。

でもう1個別に、私は阿武町の特産にしたいんですよ。実質は阿武町と美祢しかおらんのですから、秋吉台肉牛ファームですか、あそこ阿武町しかないんですから、あそこが30頭ここが140頭とかですから、阿武町のブランド化なんですよ、無角和牛のブランド化というのは、阿武町のブランド化になると私は思ってます。ですから、あるいはあそこでやってくださいよという話とは、私はちょっと次元が違う話と思ってます。ですから、本来は無角和種振興公社が100万円の何か事業をするときに、手助けをしますよというのが普通にスタイルですよ、補助金として、でも私は阿武町自らが、阿武町を売り出すための一つのアイテムとして無角和種というものがあるという考えなんですよ。ですから、これについて、一番大きなものは渡辺プロジェクトマネージャーが動くのに、プロジェクトマネージャーの国からの補助金で動いてますけど、それじゃ足りない、もっと活動をしっかりしていただいて売り込んでいただく。それは無角和種の振興になるし、それがものになるということは、私は阿武町をものにするというそういう考えなんですよ。ですから10/10でいいと、青天井はいけませんよ、100万円という中でしっかり動いていただいて、それを無角和種を振興することが阿武町を売り出すことになる、阿武町のブランド化になる、そういう考え方をずっとしていて、

そういう意味でこの補助金については、実質10/10でやってもいいだろうと思っています。

それともう一つ、ついでにいうならば、今の繁殖センターのトイレの改造の話がありましたよね、トイレ500万円。これもですね、繁殖舎は後から建てたんですよね、事業主体は無角和種振興公社で、ですから無角和種振興公社のものです。ただ右側の肥育舎と競り場、競り場の一部に事務所があって、そこに管理人の人たち、兼安さんも含めておるんですよ。後ろ側にあった昔使っていたトイレが、今全然使えないというふうなことです。ここは、長北家畜市場から阿武町が引き受けたものなんです。ですから、無角和種振興公社のものは左側の繁殖牛舎と、向側の育成牛が入っているところだけで、ですから、こちら側は町のものでこの一部を改造して、補助金をもらって、私も後で聞いて申し訳ないと思いましたけど、独身女性に男女兼用の簡易トイレを使わせて、今まで配慮が足らず反省してますけど、そりゃ劣悪な労働環境といわれてもしょうがないので、今回予算をつけて、それも本体そのものは町のもので、町でやろうという考えです。

ですから、無角和種については、私は無角和種の振興もやけど、ちゃんと世に出ることが、阿武町が世に出ることと思っております。そのところは、ちょっとえっと思うところがあるかもしれませんが、そういう基本的な考え方で進めます。

○市原委員 もっと予算をつけてもいいんじゃないかなと正直なところ思っていて、青天井って町長はいわれましたけど、青天井はまずいかもしれませんが、今何か風も吹いている感じもしますし、今逃したら、多分これから先手を出すことができないと思うんですよ。ですから、今あまり制限するっていうか、言葉は選ばないとあれですけど、今やらなきゃいけないときなんじゃないのかなって思うんですけど、このチャンスを逃すと後がないなっていう感じがしています。

○町長 これを逃したら、今特に渡辺マネージャーなんて、とても望んでもとてもじゃないけど、よくきてくれたというくらいの人が出てきて、ミシュランの一つ星二つ星の人たちともツーカーでやったり、弟子におったり、そういう人が3年間ここにきてくれて、もの凄いつながりなんです。人脈が、とてもじゃないけど、ミシュランの人なんかともつながってるんです。ですから、まさに今こそ、このチャンスを逃したらね、また昔に戻ってしまう。昔からの飼い方をしてももうダメ、黒毛に近づけようとするような飼い方を、今からずっとしとったって、もうこれ完璧にダメです。だから無角は無角の生き方を、新しい土佐の赤牛みた

いに、新しいTRBのような独自の格付け基準を作ってやっていくというふうなことを目指すラストチャンスだと思ってます。

○米津委員 113ページ、林業政策費、負担金補助及び交付金、有害鳥獣対策事業補助金なんですけども、これはある方にいわれたんですけど、住所が萩市で田畑は阿武町にあるんですけど、申請したら住所がないからダメだといわれたらしいんですけど、こういうふうなケースはもう全然ダメなんですか、何か方法はないんでしょうか。

○農林水産課長 この要綱のですね、補助金要綱の中に、阿武町に在住で阿武町で農業を営む方っていうのが補助対象の一つの原則にしております。それにプラスですね、農産物につきましては、保全対象の品目の販売額が20万円以上で、かつ柵などの購入代金が10万円以上という仕切りを付けておりますので、まずはもちろん住所があって、阿武町で農業を営む方っていうのが大原則としております。

○米津委員 そういう方は、萩市でも受けられない、阿武町でも受けられない、宙に浮いているという感じですね。田畑の税金もここでちゃんと払ってるのになんでやという感じでおっしゃってるんですね。

○農林水産課長 確かに固定資産税は阿武町にいただいているかもしれませんが、住民税は萩市の方だと理解しております。先ほどからいいますように、要綱の要件として、両方の税が阿武町に入る方を対象ということで決めさせていただいておるところです。ですから、阿武町におられて萩市内で土地を持っておられて耕作される方は、逆に萩市に行かれても対象とならないということになります。

○町長 面積は沢山あるんですか。

○米津委員 そんなに沢山ではない、平原の方なんですけどね、かなり一生懸命で平原にはしょっちゅうこられます。

○町長 販売はあるんですか。

○米津委員 販売はちょっとそこまでは確認してません。ですが販売額20万円にも完全に引っかかっているかなというふうに思います。

○町長 そりゃ家庭菜園まで面倒は見られませんよ。

○米津委員 家庭菜園じゃなくて、ちゃんと田んぼはお米を作っておられます。何かいい方法を考えてほしいですね。

○白松委員 113ページ、林業政策費、負担金補助及び交付金、小規模作業道開設補助金と、あわせて再造林補助金、特にこの小規模作業道開設補助金は、令和5年度の予算は100万円であったのに今回は200万円に倍増してあります。それと再

造林補助金は今回新設ということで、これについても説明をお願いします。

○農林水産課長 両方の補助金ともですね、森林環境譲与税、これを活用した事業として創設しております、まず小規模作業道開設補助金であります、これにつきましては、予算の中でふれましたけれども、昨年まで研修しておりました2人の林業支援員が卒業しましてですね、業としての自伐型林業を進めていく中で、作業道があるないですね、その経営にはすごい重要な要所になると理解しております。基金事業の一つの柱であります、林業の担い手の育成、こういったところからですね、協力するためにも予算を増額したところであります。林業支援員を卒業したお二人ともですね、まずは町有林を活用した施業、そして民有林も少しずつやっていきたいと考えておりますので、せっかく阿武町にきてくれたお二人ですから、こういったところで支援ができればということで、予算を増額させていただいております。

それから再造林補助金であります、これまでですね木の単価が安かった関係で、皆伐されてもなかなか再造林というところに手が回っていなかったわけですが、最近なんとなくですね、再造林している山が増えてきているような気がしております。再造林にかかる補助といたしましては、国県の事業でやっておられまして、この補助率が68%であります。それで、今年度までが県のかさ上げがプラス10%あって実質78%で、これまでは森林所有者は22%の負担で再造林ができていたところですが、令和6年度から、県のかさ上げの10%が制度上なくなりました。そうしますと、森林所有者の負担が、国県の基本補助を引くと32%ということで、これも森林環境譲与税の目的でもありますけど、森林の整備という部分に着目いたしまして、森林所有者の32%の負担金の1/2を新規に補助しましょうということで考えております。ただ補助対象となる事業につきましてはですね、県が認定しておりますけれども、意欲と能力のある林業経営者、これの認定を受けた事業体が実施した造林事業ということで、これに限定させていただけたらというふうに思っております。

○町長 小規模作業道の補助基準は。

○農林水産課長 小規模作業道の補助基準につきましては、幅員が2.5m以上で、全体計画で500m以上の延長があるものとしております。補助額はmあたり1000円です。事業費の上限額は1000円ですが、基本的には、作業道を開設した事業費の1/2が基本的な補助率で、上限はmあたり1000円となります。

○町長 補足すると、少し前まで500円だったんです、mあたり500円。それをや

はりもう少し上げないと、実態に合わないというふうなことで、結局1／2の上限1000円ということにしました。事業費上限は1000円の頭打ちです。

○委員長 ちょうど1時間経ちますので、一旦休憩に入りたいと思います。再開は15分からはしたいと思います。

休憩(13時00分～14時05分)

○委員長 では、再開したいと思います。

○西村委員 115ページ、水産業政策費、工事請負費、尾無地区公衆トイレ整備工事300万円、これは管理等は誰がするのでしょうか。

○農林水産課長 これは予算のときに説明しましたが、地元からの要望が強くございまして、そのときに確認させていただいたのはですね、できあがった後の管理について、町は負担は全くしませんよということでお話ししたんですが、(株)宇田郷定置網さんがですね、水道代、下水代、当然トイレトーパー代、電気代、後掃除も含めて全て町の負担なしで管理しますとお約束をいただきましたので、こうやって予算化させていただきました。

○西村委員 定置の方から要望を出されて、場所はどのあたりになるんですか。

○農林水産課長 県道からですね、古い港と新しい港のところへ降りていく進入路があります、元消防器庫があるところですが、あそこから降りていって、右側に宇田郷定置の休憩所があるんですけど、あその進入路のところの付根のところにですね、今は計画しています。あそこだったら、水道も下水もすぐ近くからです。

○西村委員 結構釣り人が多いという話ですね、定置のみなさんも使いますよね。

○町長 特に要望があったのは定置だけじゃなしに、地元の尾無の自治会の方からも話があって、とにかく堤防とかにたくさん魚釣りの人とかがこられて、間に合わない人もいたりして、あちこちでそういう不衛生なことがあってやれんという話で、確かになと思うんです。あそこは、釣りの人がすごくたくさんいて、それがいちいち道の駅へ行くわけもないし、そういうことになるわけで、地元の尾無の自治会と、宇田郷定置の方からも何かできないかという話があったんで、特に地元の方からも、そういう不衛生な状況を魚釣りの人たちがするのでということで、それならば条件としては、作るまではしますけど、電気代から何から、一応作ってお渡ししますと、あとは自分たちで全てやってください。トイレトーパー

一パーも自分たちで準備してください、それがOKなら作りますよという話をした中で、それじゃあ宇田郷定置が引き受けますという話があったんで、全部引き受けてもらえないとお金がいらいますからね、それと一番面倒なのが掃除なので、それらを全て引き受けてもらうという条件です。

○米津委員 位置とか管理もどうするのかというのは、今の話でわかったんですが、他の地域でももしこういう要望があれば、考慮していくというふうに捉えていいんでしょうか。それと先ほどもありましたけど、西台はもちろんトイレは作るという前提でいいんですよね。

○町長 西台の展望台は、目的がさっきもいったように、あそこの本当に観光、無角を含めた観光ですけど、というふうな格好になるならば、作らざるを得ないと思います。ただ今まで立ち寄って、ちょっと見て帰るぐらいであれば、そこまではしないということで今まできたんです。ただ、あそこには飛行クラブの人たちが飛行機を飛ばして、朝から晩までいらっしゃる方もいるんで、それは飛行クラブが独自に自分たちでなんていうか、工事用のトイレを設置してらっしゃいますけど、それはあの人たちのことで、今いろんな観光を主体とした展望台ということであれば、当然作らなきゃいけない話です。

それと、さっきの他のところでもいろんな話があったときに、例えば今の尾無のような話でも、まずは状況によりますよね。ちょっと便利だから作ってくださいとか、それは今、地元の人たちはちょっと影入ったらいろいろなものがあって、大変困ってらっしゃるんですよ、不衛生なことになつとるから、そういう本当に困ってる中でしょうがないかなということで、何とかできないかということなんで、それで私たちも現状がしっかり把握できて、じゃあやめようと、やりましょうよだけど、さっきの条件は、作るけどあとは一切お願いしますよと、そういう条件であれば、大変な状況というのは十分理解できてますので、ですから、そういう全く同等くらいのことであればですね、それはあるかもしれないけど、ちょっと便利でしたとかですね、ちょっと何人かそういうことをしたから見かけたからとか、そのレベルでは、それ全部応じてたらやれたもんじゃないし、状況にもよると思います。

○西村委員 117ページ、漁港建設費、委託料、高潮対策事業測量設計業務委託料ですが、これは今浦と尾無の2ヶ所だと思いますが、尾無の海岸のそばの方は、波がひどいと家のそばまで上がってくるといわれています。事業の状況をお聞きしたいと思います。

○**土木建築課長** この事業は今いわれましたように、尾無と今浦の高潮対策事業になります。この前から何度かお話ししましたが、工事が海上工事ということで、大変高額になることが想定されます。高額であるということで、町の単独費でというのは、ちょっと大変難しいということで、国の補助事業に乗ってやりたいということで、そのためにはですね、いろいろと順番をおっていかなくちゃいけないというお話をしましたが、取り敢えず令和4年度においてですね、まずは今この海岸がですね、その他海岸区域で何も指定がかかっていません。補助事業に乗るためですね、海岸保全区域という指定を受けなければ補助事業に乗れませんので、まず令和4年度で、この海岸保全区域に乗るための業務を行っています。

続いて令和5年度にはですね、今度は事業評価、この工事をするために、その高額な費用がかかりますけど、それに見合った効果があるかどうか、そういう計算というか調査等を行っています。一応この業務についてはですね、一応クリアできそうだということで、今予算に載せてますが、令和6年度で、実際に工事を行うための測量設計を行うこととしています。くいについてはですね、順調にいけば令和7年度からというふうになりますけど、ただですね工事費をですね、4億7000万円という高額な工事費を見込んでいます。一応、国と県の補助事業になるんですが、これは申請したからといって、その満額採択されるかっていうのはですね、ちょっと微妙なところもあります。で順調にいけばですね、年間1億ちょっとぐらい使って、4年くらいかけてやりたいなと思ってますが、今いいましたように、全国的な補助事業なんで、全て町が申請したものがつくかどうかわかりませんので、それによつては5年になるのか、6年になるのかはわかりませんから、そういうことでお願いします。

○**市原委員** 119ページ、商工政策費、報償費、事業継承奨励金、企業誘致推進員報償費ですが、まちづくりについて、何か掴んでいる情報等があれば、情報提供していただきたいと思います。

○**まちづくり推進課長** 事業承継につきましてはですね、ちょっとなかなかデリケートなところもありますけれども、県の方に事業承継センターというのがありまして、そちらの方で3件程度、今相談があるというふうに向っております。

そして工場誘致でありますけれども、ご案内のAFPがあります。当初お目当ての企業がありましたけれども、ちょっと最終局面ではありましたが、数社と担当の方にいろいろ打診をしたりとかですね、先般1月に関西東海ふるさと阿武町会というのがありまして、町長が行かれ私も随行しましたけれども、そこではプ

レゼンテーション、まちづくりのPRをしつつですね、その中にはAFPのことも紹介しつつですね、向うの方には、特に東海とかですね、いきのいい企業もあつたりしますので、直接はどうかわかりませんが、人づての人づてぐらいですね、いいお話があることも期待しつつですね、動いてはおります。

○市原委員 せっかくできましたAFP、鳴り物入りのようなかたちで、すごく規模的にも大きいので、もし誘致ができればすごくいいことですので、是非PRだけでもずっと続けていかないといけないだろうなと思ってますので、協力を惜しみませんので、ぜひPRをすすめていただきたいと思います。

○池田委員 119ページ、商工政策費、負担金補助及び交付金、町内企業求人事業サポート補助金ですが、こういった形の補助金か教えてください。

○まちづくり推進課長 これも鋭意要綱作成中でありますので、確たることは申し上げられませんが、今想定しておりますのは、阿武町に本社または事業所を有する法人又は個人事業主であります。売り上げ規模、例えば1000万程度あればですね、個人もということでありますし、農林水産業を含んでいいんじゃないかと思います。求人が困難な状況にあり、企業紹介や採用情報を含む、例えばホームページの作成、そして企業説明会への出展また参加、求人広告の掲載、職場体験、そして企業紹介動画の作成等の経費に対し、1/2の補助で補助上限を20万円としたところでございます。

○市原委員 119ページ、商工政策費、負担金補助及び交付金、阿武町省エネ家電製品等購入事業補助金について、具体的な日にちもある程度決まっているかと思っておりますけれども、何時頃に何か発行されるとか、案がありましたらよろしくお願い致します。

○まちづくり推進課長 まだ最終決定はしておりませんが、事業の性格上、できるだけ早くと思っております。そういった中で基準日を6月1日に定めて、その日に阿武町に住民票のある赤ちゃんからお年寄りまで全てということで、これまでちょっと若干経験がありますので、紙券デジタル含めてですね、7月1日あたりから開始ができればと、6月広報でお知らせをして、7月1日から開始ができればと考えております。

○池田委員 これは、前回やられたときのように、また高齢者などを対象に、アプリの使い方といった説明会はやられるんですか。

○まちづくり推進課長 実は令和6年度については、商品券だけでなく、いろいろな福祉ボランティアとかですね、ハッピーマイレージとかですね、そういつ

たことにも地域通貨ということの中で進めていこうと、定住奨励金もですけどもあります。商品券のことについてはですね、これまでもやってまいりましたけれども、集落支援員、今シバノに小田直美さんがおられますので、彼女大変説明上手で、資料づくりも上手でありますので、彼女中心に進めてまいりたいと思っておりますし、また各自治会までいけるかどうかわかりませんが、ニーズや要望があればですね、それに出向いていくような形で対応してまいりたいというふうに思っております。

○上村委員 123ページ、地域内循環地方創生特別事業費について、全般について伺いたいんですけど、今までいろいろな事業者さんに関わっていたと思うんですけど、今後もウエカツ水産だったりとか、ENG I社ですかね、どのような、取り敢えず一旦委託先として、どこでしたっけステージになげるけど、ステージさんから今までウエカツ水産だったり、ENG I社さんだったりというので、いろいろやっていただいていたんですけど、そのあたりは変わりなくなのか、ちょっと入れ替わりとかあるのかっていうところと、ちょっともう一点次のページになるんですけど、負担金補助及び交付金について、以前は地域活性化起業人ということで、観光部門のスタッフの経費だったりとか、ABCスタイルさんのテストキッチンの費用の方もあったかと思うんですけど、このあたりもどうなっていくのか、伺いたいと思います。

○まちづくり推進課長 地域再生計画を立てて、原則3ヶ年で事業を推進してまいります。現在進めております地域内循環促進事業については、令和6年度が最終年になります。いろいろ元請けは一般社団法人ステージということでありまして、その中で、今DMOの機能強化ということと、木の駅をはじめとするところの木の駅事業を特にすすめているわけでありまして、今ウエカツという紹介もありまして、魚のブランド化にも努めてまいりましたけれども、先ほど、プロジェクトマネージャーで無角の方で渡辺GMにきていただいておりますけれども、この事業の中で、ちょっと魚の方は若干フェードアウトしつつですね、渡辺さんの活動費にもですね、今年度の予算ではですね300万円弱のところ、地域内循環に資する部分については、あてこむ予定にしております。

テストキッチンでの今までのABCであるとか、いうところでありますけれども、これについては、ちょっといろいろ評価はあるかと思っておりますが、一旦令和5年度で区切りをつけて、今カフェの活用の方で、例えば無角で旭の彦六又十郎の岡本さんという方にきていただいたりして、毎週日曜日のお昼だけでですね、

聞きますと毎週15組の方に4500円のコースを提供していただいて、これ特にみなさんが自主的に食べたくて参加をされたというふうに思っておりますし、そこでの評価は大変高かったというふうに思ってます。引き続きですね、あそこについてはなんていうかフリースペースとして、またカフェとして使っていきますけれども、渡辺さんについては、3ヶ年阿武町の尾無の方に定住しながら活動していただけるという中で、その特に無角を使った食の提供、そして先般はですね、ちょっといろんな縁があって、東京の恵比寿の方から寿司職人の方が、まずは阿武の野島水産の船に乗って、産地見学ということであつたんですけど、ちょっと前日に風が強く吹いて、波が強く船が出られませんでしたので、朝2時に萩の市場の方で、120キロ位の大島のマグロを買ってきたりですね、とはいえ産地の物を、あそこでテストキッチンで、急遽高級寿司店に生まれ変わったりしたんですけども、そういったことを阿武町の地域食材を活用しながらですね、まちの縁側のまた阿武町の活性化を図っていきたいというふうなことで、地域内循環を進めていきたいと思っています。

○上村委員 テストキッチンの方は、今外部のシェフだったりとか、飲食店関係の人など、使っていただいて活用していくことだと思います。

肉のイベントは、すごくお客さん多かったみたいで、なんか入れなかったといわれるお客様がたくさんいらっしゃったみたいなんで、なんか逆に、近場で誰かシェフで活用したいといっていただけの方が、その方がお客さんを呼んできていただけるっていうこともあるのかなと、私個人的には思ってます。

それとPRの方は、引き続きENG I社、明日のイベントもソトコトの編集長の方とかも、ENG I社のPRの一部だと聞いていますけど、PRの部分としては、また引き続きENG I社が関わっていくっていうイメージでよろしいですか。

○まちづくり推進課長 ENG I社については、大変プロフェッショナルな事業体であります。東京とアジアの方主体に活動しておられますけれども、私たちはそのマスコミに対して報道発表とかいう形で、取材にきてくださいねということで、その現場現場で収録をしていただくんですけど、あそこは阿武町のまちの縁側のコンセプトを発信して、それにいろんな報道もそうですし、ソトコトは移住雑誌だったりしますけど、そういったところもまた著名な方ともつながっておりますので、お金があつてのことではありますけれども、PRというのは大変重要なことだと思っておりますので、6年度で仕上げてまいりたいと思っています。

○市原委員 123ページ、観光費、負担金補助及び交付金、観光振興事業補助金と

ということで、概要の方では、阿武町型民間観光組織支援事業と書いてあって、おそらくあぶナビのことだろうなというふうに思うんですが、なかなかこの観光ナビがやっている活動というか、あるいは運営している状況というのが、発表する場がなかなかなかったと思ってて、どんなことを今やっているのか、当初最初に関わったものですから余計少し気になったところがあってですね、何かお知らせしていただけることがあればと思います。

○まちづくり推進課長 市原委員もご案内のとおりですね、福の里の組合長ということで、当初18団体の任意団体の阿武町観光ナビ協議会のところで、お集まりをいただきました。そして、いろいろなことがある中で、去年の5月に一般社団法人あぶナビということで、社員4名で設立してリスタートしたところであります。こういったパンフレットも作っておりますけれども、公益的事業と営利事業を行う民間団体でございます。公益的事業には入湯税を財源として、200万円を上限として、補助金を交付するというふうなことをしております。その公益的な部分については、阿武町のPR、例えば昨年度でいいますと、きらら公園での県を挙げてのスポーツイベントへの出展、今そしてまた阿武町は、レノファ山口とも強いつながり作りを進めておりますけれども、それらへのイベントの出展、また阿武町のPRですね、またキャンプフィールド横の海土体験等のイベントの請負実施、あぶの恵みということで、いろいろシリーズ化をしておりますけれども、そこらの特産品開発、そしてまた窓口ありますので、観光案内、観光案内チラシの作成等を行っております。ただ実質はまちづくり推進課がですね、令和5年度にちょっとマンパワーが足りないところもありまして、また、見えないところもあったかと思っておりますけれども、また今後いっそうですね、ここについては支援をしながらですね、また自走もしてもらいながら、阿武町の観光を支援していきたいと思えます。

○米津委員 125ページ、土木総務費、委託料、民間住宅耐震診断委託料ですが、耐震化率がどのくらいなのかということと、この補助の対象となるのは持家の方だけなのか、借家に住んでおられる方も対象となるのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○土木建築課長 はじめにですね、この事業でいう耐震化とは、建築基準法にのっとった耐震基準であります。昭和53年の宮城県沖地震の甚大な被害を受けて、昭和56年に改正された建築基準になります。具体的には、それまで想定がされてなかった震度6級の地震でも倒壊崩壊しない建物ということになります。この民

間住宅耐震診断委託料は改正前の基準、昭和56年5月までの基準で建てられた住居で、在来軸組工法、桝組み壁工法ともに木造住宅ですが、これらを対象に、新基準の強度があるか否かを建築士に診断していただく事業です。ちなみに木造住宅耐震改修工事の補助を申請するための必須となる調査でもあります。

米津委員から質問いただきました耐震化率ですが、昭和57年以降に建てられた住居数は町全体の住居数ということになると思いますが、固定資産台帳では、昭和57年度以降に建てられた家屋は866件で、平成20年に調べた家屋数が815件ですから、51件増えたことになります。ただし、分母になる数字なんですが、固定資産台帳ですね、増築等も1件としてカウントされてるんで、ちょっとこれ計算ができないということで、すいませんがご理解をお願いします。

あと借家の場合でも対象になるかということですが、家主の方が申請されれば対象となります。

あとちなみに、これまでの実績数ですが、令和2年から令和5年の間であったのがですね、令和3年に1件あったのみにになります。

○市原委員 127ページ、土木総務費、負担金補助及び交付金、空き家対策等補助金ですが、倒壊家屋等不要住宅除去に要する経費というかたちであったような気がしておりますが、昨年からはじまったというお話だったように思います。実績が知りたいのと、とても良い補助だと思うので、町民からの意見等があったらお聞かせ願いたいと思います。

○土木建築課長 まず実績からいいますと、数年前から懸案事項でありました、奈古の釜屋と宇田浦の危険空き家、この2軒の解体に至りました。自治会や近隣住民の方から切実な要望があった事案でしたので、おそらく大変喜ばれていることだろうと思っております。

ちなみに新年度予算200万円ですが、概ね2軒分の金額ですが、令和6年度においては、とりあえずすでに申請がありました、福賀で1軒を予定しております。

○市原委員 129ページ、過疎対策道路事業費、工事請負費、亀山十王堂線道路改良工事ですが、現在工事中であります、中村地区の後側、国民プールの裏手にちょうどなるんですが、大雨の際にはその道路に流れていった水が、全部国民プールの中に流れて、夏の間に私が知るかぎりだけでも3度ぐらいは土砂が中に入って、水を全部入れ替えて、しかもカルキみたいなものを大目に入れてまでやらないと、その夏にまず使えないという状況になります。全てこの道のせいだとはいいませんが、道を改修することによって、除け水を少しつくるというか、

排水溝というか、そういう感覚で何か作業していただけると、こういったことが防げるんじゃないかなというふうにも思います。目的が違うといわれれば、それまでなんですけど、せっかくそうやって道路をいらわれるときに、そういったことも少し踏まえて、何か今更いってもダメだよといわれれば、どうにもなりません、そういった事例もありますんで、せっかくいらえるときに、そのこともすごく加味して何かできないかなと思って質問させていただいてますが、いかがでしょうか。

○土木建築課長 この件については、3年ぐらい前だったかもしれませんが、教育委員会の藤田局長の方から、大雨が降ったときにプールに水が入ったということで、対応をしてほしいということで、ちょっとそのときは土嚢をついたので、そのことは知ってました。もともと道路の水というより、堰堤から流れてくるものとある水だろうと思いますけど、今回、亀山十王堂線の上流側にも側溝を付けますので、それでいくらかは取り込んで、横の方、学校の方にある水路の方に持っていくようにしておりますので、全ては無理ですけど、少しは緩和されると思っています。

○市原委員 山手側の方から、かなりの水が道路に向けて流れてくるんです。それを全部直せっていう話ではないんですけれども、堰堤を作っていた部分と、それとはまたちょっと違う筋から流れてくるものですから、全部が全部そうとはいいいませんが、せめてあれを、道を横断して落ちてくるようなことにならないぐらいの工夫をされないと、またそこでプールの水を取り替えたりとか、大きな手間もかかるわけですし、子どもたちはせっかく楽しみにしてるのに、その間は全く使えなくなってしまうので、また学校の先生という3年に1度変わるような方達が、責任がわからないまま迷うことに繋がりますので、できればどうか、必ずそういう処置をするべきだと思いますんで、ぜひ検討して、現実のものにしていきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○池田委員 129ページ、一般単独道路事業費、委託料、基幹町道改修計画策定業務委託料、この改修計画策定業務ですが、どのような形でされるのか、ある程度の場所とかが決まっているのか、それらを教えてください。

○土木建築課長 この事業につきましては、アスファルトの経年劣化とか、沈下、亀裂の発生などが著しい町の主要路線において、例えば除雪に支障があったり、水たまりがあって歩行者の支障となっている、道路舗装の改修工事を前提に行う、道路側溝等の計画策定業務です。内容はすでに舗装の痛み具合は調査済みであり

ますが、この調査で判明した舗装の悪い区間において、二度手間にならないよう、無駄な工事が発生しないよう、まずは道路側溝の劣化状況や、通行の支障となっている電柱等の調査を行い、これらを改修移転するための計画策定業務です。

改修場所については、令和5年度で奈古中央線、福田中央線、王子ヶ坂惣郷線を実施しますが、令和6年度についても、同路線を引き続き実施する予定です。

○池田委員 例えば、この計画している中に、町民から要望があったとか、そういった部分もこういうところに含まれてくるんですか。

○土木建築課長 そうですね、特に舗装がとにかく悪くてですね、オーバーレイとか上塗りとかをしてるんですけど、それがもう全然はげてしまってますね、通行の支障になるというのも、もちろん地元からの要望もありますし、こちらが見てもですね、もうこれは無理だなというところを優先してやっております。

○白松委員 129ページ、一般単独道路事業費、工事請負費、その他改良補修工事において、わかる範囲で説明をお願いします。

○土木建築課長 まず9287万5000円のうち、8700万円になりますが、各地区の草刈労力軽減対策事業が2000万円、同じく各地区の主要道路であります、先ほどの奈古中央線、福田中央線、王子ヶ坂惣郷線の舗装改修前に行う道路側溝事業費が3000万円、町道の区画線の引き直しが300万円、同じく町道の支障木の伐採事業が500万円のほか、奈古大里の片橋から美里方面へ向かう町道片釜屋線、および片線の道路拡幅工事が2000万円、教育委員会主催の阿武町通学路安全推進会議から要望のありました、釜屋地区の町道汐入野地線のガードパイプ設置工事費が400万円、あとその他改修工事費として500万円を計上しております。

また、587万5000円については、通年の経費で、各地区町道の路肩草刈事業であります。

○米津委員 129ページ、河川費、委託料、釜屋水門管理委託料、これはどこへ払われているんですか。

○土木建築課長 これはですね、釜屋の岡村さん、西嶋さんから郷川に入るところに水門があるんですけど、水門は県管理なんですけど、例えば台風の高潮とかですね、大水が出たときの逆流防止のために水門を下げるんですけど、それを西嶋さんの方に委託しております、その経費で県からの委託事業で、ずっと昔から毎年です。

○西村委員 129ページ、一般単独道路事業費、補償補てん及び賠償金、立木補償費、これはどのような内容ですか。

○土木建築課長 これはですね、今年度土線の道路改良のための測量設計をしておりますが、これは、来年度で立木、また土地買収をするためのものなのですが、その立木補償です。

○白松委員 129ページ、橋梁費、工事請負費、水車橋橋梁補修工事において、当初3年くらいかけてされるということで聞いておりましたが、令和6年度でいっきにやってしまわれるのでしょうか。

○土木建築課長 工事費が比較的あるので、それと国からの補助がどれだけつくかということですが、おそらく2年くらいかかると考えております。

○市原委員 131ページ、住宅管理費、工事請負費、水ヶ迫住宅解体除去工事とありますが、解体した後はどうされるのかお聞きしたいと思います。

○土木建築課長 ちょっと全体的なことを話しますと、以前作成しました町営住宅長寿命化計画というのがあるんですが、これに鑑みまして、最も山側にある2棟8戸、昭和53年に建てられたんですが、これを解体することとしたんですが、この理由としましてはですね、すでに耐用年数を迎えていること、他の物件に比べてですね、日あたりが極端に悪くて、衛生面的にちょっと問題があること、それと平成28年度の調査で土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンの内に入ってきたため、解体することとしました。そして跡地についてなんですが、場所が悪いので、ちょっと建替等はせずにですね、今そこにちょうど町道がとおっているんですが、その町道がヘアピンカーブ的に法線が悪いんで、これをゆるやかな道路にするための道路用地として活用したいというふうに思ってます。

○白松委員 131ページ、消防費、工事請負費、消火栓新設工事、消防器庫修繕工事について、詳しく教えてください。

○副町長 まずは消火栓新設工事につきましては、要望があった中村地区が1ヶ所と、惣郷地区が1ヶ所で、中村地区は通常の消火栓なんですけど、惣郷はですね、桂昌寺というお寺さんがあるんですけど、その近くにある消火栓が、ホース7本で140mあっても届かないというところと、国道の傍であって登っていく高いところにあって、消火栓も届かないということと、地元からですね、大切なお寺であるし、どうにか消火栓を付けてほしいという要望がありました。いろいろ検討した結果ですね、道の幅も狭いんですけど、中腹にちょっと駐車場があるんですが、そこまで管を引っ張って行って、そこに消火栓を新たに作るということですね、通常よりも随分工事費がかかる状況で、合わせて500万円計上させていただいております。

また、消防器庫につきましてはですね、今浦の消防器庫と尾無消防器庫の、水防倉庫ですけど、扉ですねかなり古くなっているため、新たにシャッターに改修するという工事です。

○市原委員 131ページ、消防費、委託料、消防水利草刈委託料について、私が今からいおうとしていることは、それではないことは重々わかっておりますが、これまでは、分団の方にある意味、福賀分団にとっては、分団員に入るものが一旦分団に入っておったものを、今年度からそれぞれの口座に個人の口座に振り込むということになったわけですから、分団自体に余り予算を持っておりません、ということ念頭に聞いてもらいたいんですが、消火栓の周りの草刈だとか、そして夏場、福賀地区では普通に野に置いてあったりとかする箇所も何ヶ所かあるものですから、草を刈ったりだとか、自主的にやっていく必要もありましたし、あるいは雪が降ったときに除雪をしておかないと、いわゆる消火栓の位置がわからなかったりとかしておったものを、これまでは出動すれば、分団の方から出動経費という形で出してたんですが、なかなかこれから先、それが難しくなるだろうなと思うと、そういったことを、消防団の方からいって、それを経費立てていただけるようなことがあるのか、それはあくまでも自主的にみなさんがやるべきですよといわれるのか、他の分団とも話をしますが、他の分団も過去にいくらかそういったことで、分団自体が持っていたお金を、今少しずつ使っているような状態のようなんですね。一度やっぱり消防団に対する何かそういった予算措置のようなもの、これをもう一度見直す時期なのかなというふうに、少しそういう立場になってはじめて気付くんですけれども、10万円あれば、かなりの人を雇って草刈りもできるんですけど、そういったところで、何かそういう予算がこれから先は必要なのかなと、素直に感じました。以前看板が外れていたり、支柱が折れたりしてますよという話をして、いわゆる業者の方に頼まなくて、我々がもし仮にやれるんだったら安上がりだよねということで、支柱を何本かいただいた経験がありますが、結局できないで未だに置いてありますけど、先だって業者にやっていただいたという話ですが、なかなか素人の集まりですけれども、人数いるのである程度器用に動けます。ただそれを、どこまでもボランティアっていわれると、なかなかこちらの上に立つ者としては、指示が出しづらい部分もありましてですね、何かそこに予算立てものがあつたら、少し指示が出しやすいかというふうに感じておりますので、ここで話すことではないかもしれませんが、消防団の中で話せる時に、数字をもってきていただけると、こちらも話が出しやすいなど

思いますので、今日今すぐ返事がほしいというものではありませんので、ちょっと検討しておいていただければと思います。

○副町長 消防水利草刈委託料について参考までにいいますと、これは国道191で小田建設の下といいですか、ナベルの下に大床ため池があります。あそこは消防水利になっておりまして、以前は地元の受益者の方が、堤体をずっと草刈りとかされていた経緯もありますが、今はほとんど受益者の方がいないということで、地元の方からも消防水利だから草を刈ってほしいという要望もあります。

今後いろいろ消防の活動については、共通認識を持った上でやっていきたいと思いますので、協議しながら活動費になるのか、そういったことで対応していきたいと思いますので、また協議していきましょう。

○市原委員 なかなかみんなにボランティアという言葉、昔は綺麗な言葉だったけど、今はタダ働きっていういい方をされるので、少し飲み食いでごまかしてきた部分もあったんですけども、それもなかなか今からはできなくなった状態なので、少しそこに何かこう、本当はボランティア精神でやるというのは本来でしょうけど、やっぱり業務をおいてまでやらなきゃいけないところもありますので、少しその辺のところは時代の変化と合わせて、考え方を少し変えていただけると助かるなと感じています。

○委員長 ちょっと1時間程度経ちますので、休憩をはさみたいと思います。ちょっと時間もせっぱつまっていますので、15分から開始したいと思いますので、よろしくお願いします。

休憩(14時05分～15時15分)

○委員長 みなさんお揃いですので、再開したいと思います。

○末若議長 消防費ですが、名誉なことで奈古第1分団が全国大会に出場するわけですが、経費や参加人数等がわかれば教えてほしいと思います。

○副町長 当初予算の概要の35ページに、全国消防操法大会出場事業として610万7000円をあげさせていただいております。参加者についてはいろいろ協議しまして、選手5人、手伝い3人、この3人が一応名目上、分団長、本部長、副団長で3泊4日、その他手伝いとして、団長、技術指導部2人、副団長、そして役場から町長と担当2人これが2泊3日で、計15人で予算は組まさせていただいております。

選手等消防団員の報酬がだいたい100万円、消防団員だけの旅費が183万7000円、需用費としていろいろ横断幕とかですね、大会に関係する消耗品で15万円、燃料費で15万円で、需用費が30万円くらいで見えております。委託料として、ポンプを輸送するのに70万円くらい組まさせていただいております。あともろもろありますが、備品購入費として200万円ほど、取り敢えず見させていただいて、大会に出るシューズとかカラーソックスとか、活動服、ホースとかそういったものに200万円ほど見させていただいて、それで職員の旅費等も含めて、合計で610万7000円ということで計上させていただいております。

○委員長 141ページ、学校管理費(小学校費)、委託料、ICT支援員委託料について、内容的にどんなものか教えていただければと思います。

○教育委員会事務局長 こちらにつきましてはですね、学校の教員にですね、ICT、ギガスクール端末で購入したiPadとかを使った授業を行うために、教員が使うために、どういうふうにするかとか指導とかですね、してもらうことが主な内容でありまして、今のところですね、経験とか知識も必要になりますので、近隣で実績のある業者の方に委託をしたいというふうに考えておりまして、今からにはなりますけど、学校とは内容を協議中でありまして、業者に委託したいと思います。

○委員長 以前、話をしたかと思うんですけど、学校の先生の中、先生はみんながみんな扱いが詳しいわけじゃなくて、やっぱり初期トラブル的なものがあったり、中にはiPadを使ったテストとか、テストの最中にトラブルがあって使えなくなったりとか、結構先生によっては不安を持ちながらやってる方もいらっしゃると思いますので、やっぱり専門的に対応できる方が近くにいたり、すぐ電話が相談先があると、学校の中も安心して、指導者も安心して仕事ができると思いますので、そのあたりもしっかりお願いしたいと思います。

○白松委員 143ページ、教育振興費(小学校費)、備品購入費、改訂教科書及び指導書の内容について、お願いします。

○教育委員会事務局長 小中学校の教科書は、4年に1回改訂されることとなっております。原則的に、令和6年度から小学校の教科書が改訂されるということで、この改訂教科書を指導するために、教員向けの指導書の経費ということになります。指導者向けの経費なので、小中規模にかかわらず、ほぼ同じぐらいの金額になるので、その1/2ずつで小学校2校ということになります。この内容は、13科目分の指導書とか問題集とか、CDであったり図書であったりって

うのでセットになっておりまして、例えば国語の教科書が、1学年分がだいたい3万4000円くらいして、それが6学年分必要になります。あと理科は3年生からになりますけど、それは1学年分が9万円くらい、そういった形でだいたい80セット前後が全教科、全学年分が80セットくらいなんで、1学校あたり240万円くらいになります。来年は中学が改訂の年なので、来年は中学校分で同じくらいの金額が必要になります。

○白松委員 145ページ、給食センター費、工事請負費、その他工事とありますけど、給食センターの電気釜ですか。

○教育委員会事務局長 給食センターの電気釜の取替工事になるんですが、電気釜が3台ありまして、大きめのと小さめのがありまして、その3つあるんですけど、小学校ができて13年くらいになりまして、交換部品がなくて、老朽化してきているということで、3台を一度に替えると800万円とかかかるので、計画的に順次取り替えていくということで、今回は1台分の電気釜の工事費を計上させていただいております。

○白松委員 ご飯を炊くものですか。

○教育委員会事務局長 調理用で何にでも汁物や炒め物とかでも使えます。

○西村委員 147ページ、教育振興費(中学校費)、報償費、部活動指導員報償費ですが、部活動の地域移行の状況をお聞きしたいんですが。

○教育委員会事務局長 中学校の部活動の地域移行につきましては、先日、推進協議会ということで、校長、PTA会長、学校運営協議会長、スポーツ推進員の協議会長とかにお集まりいただいて、基本的な方針を確認したところでありまして、県や萩市と歩調をあわせて、令和8年8月に完全移行したいという方針を確認をしたところであります。今からその内容をですね、教職員はもちろんですが、特に保護者とか地域の方々に、今からの部活動の地域移行について、お知らせをしていって、こういう方針でいきますという周知をしていくという段階になります。これから、また中身をいろいろ考えていかなければならないと思いますが、一応今はそういう状況であります。

○西村委員 今から地域の方にも説明するんですね。

○教育委員会事務局長 そうですね、どういうふうにするかは考えますが、広報とかがまずは最初かなとは思いますが。

○教育長(能野祐司) 補足いたします。移行につきましてはですね、一度にいつでも難しいので、年次ごとにですね、まず休日、土日、祝日の部活動をまず地域

に移行するという事。それと平日の活動日をだんだん縮小していくと、令和6年度につきましては週3日の活動、これは萩市とあわせています。そして令和7年度については週2日の活動にしていくと、ただしその間に、地域に完全移行ができた部については、その引き受けのクラブの方で、平日が4日以内、土日のどちらか1日の計5日以内で活動をするということにしております。年次的にも縮小していくと、地域に担っていただくというふうにしております。ただ現実としまして、なかなかそういうふう引き受ける母体はございません。阿武郡体育協会があるわけでありましたが、阿武郡体育協会に加盟している団体はゼロでございます。萩市だったらかなりの団体があるわけですけど、これから立ち上げていくと、そのためには、地域の方や保護者等の協力がいるという考えであります。

○西村委員 現在は、水曜日だけ早く帰りますよね、それ以外は練習で残っているけど、今度は土日とか試合でずっと使っている状態だから、これをだんだん縮小するとなれば、運動の量も減ってくるということですね。

○教育長 おっしゃるとおり、だんだん活動を縮小してまいります、ただし土日に大会がある場合には、教員の引率は許可するとしております。

○上村委員 学校教育費について、当初予算の概要では、子ども未来プロジェクト事業があったと思うんですが、この当初予算では、どこに該当するか分からないので、教えていただきたいと思います。

○教育委員会事務局長 社会教育総務費の中で、費目毎でバラバラに入っております、これだけっていうのがちょっとないんですけど、150～151ページの社会教育総務費の中で、報償費の中で指導者謝金として30万円、旅費で指導者旅費として3万円、需用費で消耗品費に5万円、役務費で参加者の保険料に1万6000円入っております、この中で混ざっているという状況です。

○上村委員 その授業の中でやることとしては、授業内容としては、今年度と同じような感じで、講師の方も同じなんですか。

○教育委員会事務局長 指導していただくのは、基本的なところは今までと同じ先生になります。行く場所行く場所は、また中身をいろいろ考えながら、年4回から5回ぐらいのパターンで仕組みを考えていくということになります。それで、だいたいテーマも、阿武町の教育のテーマが、一応学校を通じてあるんですけど、それに合わせていくような感じを、社会教育的なところからいくようになりますので、頑張っている大人と交流するとか、そういったところもやっていくことになるかなと思っています。

○池田委員 161ページ、災害復旧費、工事請負費、単独災害復旧費について、これはどこの工事が教えてください。

○土木建築課長 はじめに、農業用水路や農地などの農林水産関係施設の単独災害復旧費ですが、これにつきましては、国の採択基準にのれない小規模の災害を対象としているものですが、農林の方に聞きましたら、今時点で箇所を特定したものはありません、予備的なものと考えていただければと思います。

普通河川、公共土木施設関係の単独災害復旧費ですが、こちら600万円のうち100万円は同じ考え方です。残りの500万円なんですけど、これがですね、以前から筒尾川の下流付近で、ちょっと崩れかけているところがありまして、もう何年も経ってるんですけど、雨が降ったときに国の災害復旧でとりたいたと思ってたんですけど、なかなか完全には崩れないと、ただ少しずつ崩れてきててですね、今このままほっとおくと、本当に雨が降った時に甚大な被害に、崩れていないところまで崩れそうな感じになってきましたので、今回、単独費で先に復旧をしようということで、500万円ほど計上しています。

○米津委員 163ページ、諸支出金、公有財産購入費、分譲宅地用地取得費について、大規模な工事に反対するわけではないんですけど、地域にある廃屋、本当に持ち主もどこ行ってるかわからないようなところで、なかなか難しいとは思いますが、買収して取り壊して分譲地にする。もう地域が、どんどん衰退していくというか、祭りの神輿の担ぎ手もいなくなるというふうな状況に、どこの集落もなっていると思うんですね。そういうところに若い人を呼び込む、こういうことも考えていただきたいということです。なかなか、この前ちょっと補修された家も、補修というか廃屋なんですけども、なんかもう何代か前の方が所有者とか、そういう難しいこともあるかと思いますが、それでもちょっと考慮していただいた方がいいと違うかなと思うんですが、どうでしょうか。

○まちづくり推進長 米津委員の質問に正面からかどうかわかりませんが、まずもって空き家バンクという制度があって、有効活用できるものは空き家にさせていただいて、もう200軒ぐらいの登録ではないかと思ってますし、それを超えると特定空き家ということになって、補助制度も設けて、自助の力で、町は支援しますけれども、更地にさせていただいてます。前回というか、昨日ご覧いただいたところは、町が目的をもって分譲宅地を作りたいということでありますが、今、米津委員がおっしゃるようなところが、仮に公共の用途、例えば道路の用地、拡張とかですね、公園になるとか、駐車場であるとかですね、そういったことで

あれば、町として公共としての取得はあるかと思いますが、そのところはそうでなければですね、民民の扱いというか、公とするべきではないかというふうに思っております。

○町長 補足します。いわれることはよくわかりますが、現実問題として、例えば釜屋の家が立ち並んでいる長屋、昔の長屋ですね、その立ち並んでいるうちの1軒にそういった事態が起こって、例えばですよ、町が買収して除けて更地を作る、そこへ入りますかという話ですよ、実際問題。いつ両サイドから崩れてくるかわからない、みんな老朽化しているわけで、そこに両サイドはまだ住んでいるけども、ここ空いてます、それじゃ崩して、町が町有地としてそれを販売したと、本当に話はわかるけど、現実問題それが売れますかということです。何年か経ったら両サイドも同じようになるかもわからない、同じところに建ててるから、そうすると、なかなか話としてはいいけど、現実問題として、この空き家を、そもそも解体してもハンパじゃないんですよ、今300万円とか400万円くらいじゃないですか、それを崩して更地にして売って、土地の値段はなんぼかそれは評価額もあるでしょうけども、絶対的に大きなマイナスですよスタートから。そういうところっていうのは、だいたいにおいて、特に浦方面は家がつんでおったり、隣も空き家だったり、またいつこんなことになるやらからないような状況の中で、おまけに道がまだあればいいけど、特に浦の中の方に車は入りませんよね、そういうところに空き家はたくさんありますよね、あるけど、それを本当に作って売れますかという話になりますよね、それはね、なかなかね、我々としては、これいいましたけれども、松田委員の方からあったときに、私はそういうのが何戸連担して、1軒2軒に立ち退いていただいたら、ストンと防災道路じゃないけど、できるんだったらやりますよ。ただ今はちょっと早いと思います。でもそういう事態がもし起こったらやるし、そういうそのときはば一つと買収はしますけど、今の1軒、間の1軒を買収して、気持ちはわかるんですよ、集落がさびれていくときに、やっぱりその中に1軒でも2軒でもそういう家があって、新しい家ができて、新しい人が入ってきてやれば、集落の賑わいとか色んなことがうまくいきますんで、気持ちは重々わかるけど、現実問題として、じゃあどうやりますかと、総論はいいけど、各論としてこの家をどうしますかっていう話になったときに、それはなかなか、売れる目途があればいいんですけど、例えば分譲宅地なんかは、ちゃんと29区画のうちの26まで売れて、もうああいう形であれば売れるっていうのは、もう実績がある、現にそうしてきたわけですから、今のこのああ

いう団地じゃないけど、ちょっと広々として、真ん中の道がスーッと整備されて、あの周辺だったら、いうても歩いて5分くらいのところで、だいたいお店とか、なんだかんだありますよね、そういうところならいいけど、なかなか家が建てつんだところの中で、この1軒を町が買収して調整して売りますっていうても、それは販売厳しいと私は思います。ですから、それならばやっぱり今のような形をとらざるをえないのかなと、心情的にはよくわかりますよ、現実本当に売るとなったら厳しいだろうな、結局負の遺産になるような、全てとはいわんけど、可能性が高かなあっていうふうに思うから、なかなかそこはできにくいというふうに思います。

今の角の自分で除けられた家がありますよね、町が補助金出しましたけど、新しい補助事業を作って、100万円を出して、自分で除けたら補助を出してということで、自分で除けていただきました。あれがすぐ売れますかってなったら、なかなか厳しいと思いますよ。まして隣にもそういう家が、予備軍がおるんですよ、いますよね、そこへそういうところに家を建てますか、難しいと思いますよ、その身になったら、だから話はわかるけどというところです。

○米津委員 町長のいわれることも、十分わかるというか、理解してるつもりなんですけど、そういうことでいえば宇田浦、かなり撤去された家がありますけれども、もう土地も歯抜けで、次の方が家を建てるとかいうのは全然されてない、そういうふうに、多分撤去してもなるんじゃないかというふうな、今の町長の話ですが、そう思うんですけど。

○町長 だから撤去しても建たないでしょ、空いてるけど、更地はありますよたくさん。

○米津委員 そこをね、なんか知恵を絞ってやっていただきたいなという気持ちもあります。すぐとはいいいませんが。

○町長 連担とかすればね、ある意味次のことが考えられると思うけど、本当に歯抜けだから、なおさら今いうように、自分の家を建てて隣が家を解くという、それも解けばまだいいけど、奈古の浦でもありますけど、隣の家が寄りかかってくるとか、現にありますよね、ですからなおさら難しい、もう本当に連担して、5～6軒連担してたらいいですよ、5～6軒じゃない、5～6軒元あったところが更地が連担してたらいいんでしょうけど、なかなか現実問題、話としてはわかるけど、きびしいなと思います。

○委員長 歳出は終わりました、歳入は一括で質問を受けたいと思います。

○委員長 質問等ないようでしたら、原案のとおり可決すべきということで、ご異議の方はございませんか。

○米津委員 一般会計。

○委員長 反対、はい、ではこちら、反対の声があがりましたので、採決を取りたいと思いますが、挙手にてお願いいたします。

○委員長 賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手5」)

○委員長 反対の方は挙手をお願いします。

(「挙手1」)

○委員長 では挙手にて、賛成が5名、反対が1名ということでしたので、賛成多数により、議案第18号は、原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて、特別会計の方にいきたいと思います。議案第19号、令和6年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算の審議に入ります。歳入歳出一括で質疑はございませんでしょうか。

○米津委員 何回もいってますが、やはりこの厳しいときに、基金を少しでも減額するために使う予算案になっていないので反対です。

○委員長 では米津委員から反対という声も上がりましたので、こちらも挙手にてお諮りしたいと思います。

○委員長 議案第19号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手5」)

○委員長 反対の方は挙手をお願いします。

(「挙手1」)

○委員長 では賛成が5名、反対が1名ということでしたので、賛成多数により議案第19号は、原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて議案第20号、令和6年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算の審議に入ります。こちら、歳入歳出一括で質疑はございませんでしょうか。

○委員長 質疑がないようでしたら、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第20号は全会一致により原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続きまして、議案第21号、令和6年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算の審議に入ります。こちらも、歳入歳出一括で質疑はございませんでしょうか。

○米津委員 反対です。

○委員長 米津委員より反対という意見が出ましたので、こちらも挙手にて採決を取りたいと思います。

○委員長 賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手5」)

○委員長 反対の方は挙手をお願いします。

(「挙手1」)

○委員長 では挙手にて、賛成が5名、反対が1名ということでしたので、賛成多数により、議案第21号は、原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 議案第22号、令和6年度阿武町介護保険事業特別会計予算の審議に入ります。こちらも、歳入歳出一括で質疑はございませんでしょうか。

○白松委員 257ページ、基金繰入金で廃目になっているが、基金が5年度末で底をついたということですか。

○健康福祉課長 これにつきましてはですね、ちょっと基金の介護保険の方の財政調整基金の残高をちょっと申し上げておきたいと思います。4年度の末でですね、2623万円ございました。今回5年度の最終段階でですね、今年度1520万円を取り崩す予定にしております。そうすると令和5年度末にはですね、1103万円程度が一応残るという格好にはなります。ただし6年度の予算を編成するにあたりましてですね、先ほど条例でありましたように、100円ですが、わずかながら介護保険料も上がります。上がりますんで、とりあえず令和6年度についてはですね、基金を取り崩さなくても、ペイできるじゃないかなということで、基金の取り崩しというのを当初はしませんよということで、当初予算の上では廃項ということにしております。

○白松委員 去年の3月の行財政改革等特別委員会の中で、もう基金が底をつくんだよという話がありましたから、その辺がどういうふうに、これから介護保険の事業がされていくのかなと、1103万円は基金があるということですね。

○委員長 一応予定時刻の4時を過ぎそうですので、申し訳ないですけどこのまま延長したいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 それでは延長していきたいと思います。

○委員長 議案第22号につきまして、質疑はございませんでしょうか。

○委員長 質疑がないようでしたら、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

○委員長 米津委員より反対という意見が出ましたので、こちらでも挙手にて採決を取りたいと思います。

○委員長 賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手5」)

○委員長 反対の方は挙手をお願いします。

(「挙手1」)

○委員長 議案第22号に関して、賛成が5名、反対が1名ということでしたので、賛成多数により、原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて、議案第23号、令和6年度阿武町簡易水道事業会計予算の審議に入ります。こちらでも、歳入歳出一括で質疑はございませんでしょうか。

○委員長 質疑がないようでしたら、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第23号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて、議案第24号、令和6年度阿武町集落排水事業会計予算の審議に入ります。こちらでも、歳入歳出一括で質疑はございませんでしょうか。

○委員長 質疑がないようでしたら、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第24号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 以上で本日の委員会に付託されました、議案第2号から議案第10号、および発議第1号、予算関連の議案第12号から議案第24号までは、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 全体をとおして確認事項や質問はありますか。

○委員長 事務局や各課から報告や連絡事項はありませんか。

○委員長 以上で審議を終了しまして、行財政改革等特別委員会を閉会いたします。

す。長時間におよぶ審議、大変お疲れ様でした。

閉会 16時02分

阿武町議会委員会条例第26条の規定により署名します。

阿武町行財政改革等特別委員会委員長 松 田 穰

阿武町行財政改革等特別委員会委員 西 村 容 子

阿武町行財政改革等特別委員会委員 池 田 倫 拓